

に子宮内を去つた場合には交接は全く無効に終るのである。卵子と精蟲が必ず會合することを要する。射精後精蟲は幾干時間生存し、活潑なる運動によつて子宮内に入り、卵子を受胎せしめるもので、その時間は場合に依つて異り明かでない。即ち交接の後纔かに數分間で受胎することゝ數時間若しくは數十時間の後に會合するものとある。生殖器官が完備してゐなければならぬ。生殖器に障礙があるときは、絶対に妊娠しないが或は妊娠しても種々なる不良の結果を招くものである。

第貳節 妊娠の時期と順序

女子は總て將來妊娠と云ふ一大職務があるけれども、女子單獨では決して妊娠するものではない、必ず他に男子を要することは云ふ迄もない。従つて亦絶対に妊娠の避ける事も出来る。即ち全く男子との接觸を絶つか、さもなければ卵巢の摘出だとか睪丸の切除等人工的に之れを除く手段を講ずるのである。

絶対的の避妊法

卵子が精蟲と會合して妊娠すれば、此の際生殖器は全力を擧げて卵の發育に任じ、胎兒の形成に努め、卵巢の如きも其作用を中止するけれども、妊娠には自から相當の時期と、一定の順序とがあつて、其法則に反ひれば、妊娠しないか或は

生理的の範圍を脱した病的妊娠を起すものである。而して其方則とは。

一、排卵機即ちグラーフ氏胞が破裂して卵子を卵巢外に脱離するときは、月経とは密接な關係があるけれども必ず一致するものではない、然し月経前の三日間乃至月経後の十日間に多くは妊孕することは事實に近いのである。

二、グラーフ氏胞が成熟膨脹すれば、生殖器管を刺戟して著しい充血を起し、其結果として、卵子が卵巢を出で喇叭管を通過して居る間に、脱落膜と稱する柔軟な菲膜が子宮内壁を包む。

三、之れが爲に子宮に達した卵子は子宮口から體外に脱出することがなく、茲に保留せらるゝ。

四、此の際卵子が妊孕しないことは、脱落膜は子宮内壁を離れ卵子と共に子宮口から體外に出で去る、然し此の場合には卵子と脱落膜とは決して附着しない。

五、若し卵子が精蟲と會合して妊孕するときは、卵子は脱落膜に固着し子宮内に止まる。

六、斯くて脱落膜は妊娠脱落膜、即ち包被となり、卵は胚となりて發育を始めるのである。

而して卵子が妊孕せずに脱落膜と共に體外に脱出すれば、

離膜脱落膜

子宮内にはまた孕むべき卵子がないから、次回の排卵機まで
妊孕する事が出来ない譯である。

第參節 妊孕卵の發育

第一 卵の分裂作用

卵内に進入した處の精蟲の頭部は、卵の核と合して新しい
一つの核を形造る、而して此の新核及び卵黄（卵内に在るに
顆粒のもの）卵黄膜等各々一定の分裂作用、即ち一個から二
個に、二個から四個に、四個から八個に、八個から十六個
と云ふ様に遂次偶數に分裂増加して發育を完ふするもので、
若し奇數に分裂するときには完全に成育することが出来ないで

卵の分裂作用

三胚葉の形成

胚葉は胎兒の基礎

多くは畸形兒となる。

此の様に最初は一個のものが分裂して無數の細胞となり、
漸次其大きさを増し層重推積して、内部に内、外、中の三胚葉
を構成し、外部は厚き被膜を以つて被はれるのである。

第貳 卵の發育順序

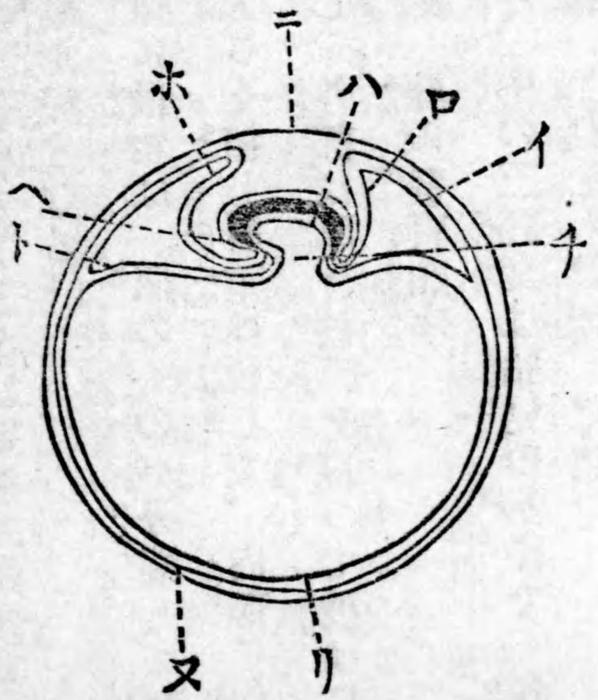
内、外、中の三胚葉は胎兒の基礎で、各々特種の方面に向
つて發達し、總ての器官を形成するのである。而して其發達
する状態及び形成される各器官は、最初から整然として一定
して居るもので、今其の三胚葉から發生する主なる器官の名
種を擧げて見れば、

甲、外胚葉から生ずるもの。

- 一、皮膚
- 二、皮脂腺、肝腺、毛髮、爪甲等皮膚の附屬物。

第五圖

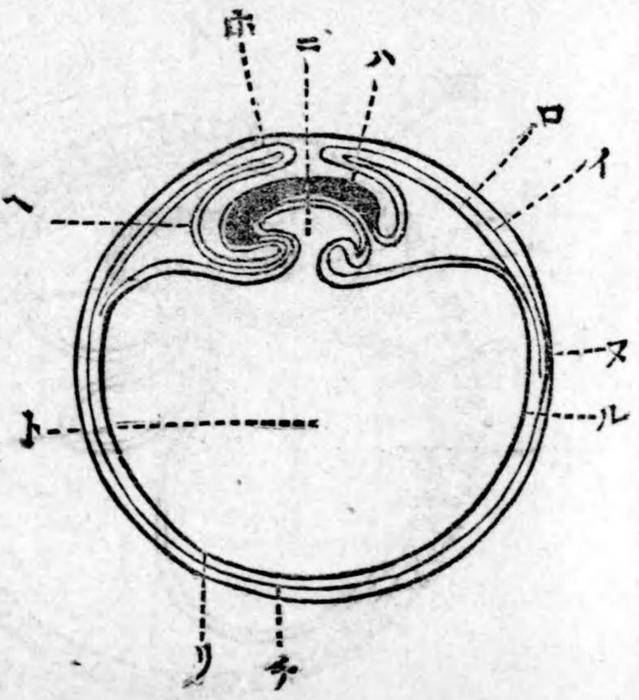
胎兒發育第一序圖



- イ 中胚葉
- ロ 羊膜
- ハ 胎兒
- ニ 外胚葉
- ヘ 胎兒ノ頭
- チ 腸
- リ 内胚葉
- ヌ 中胚葉

第五圖

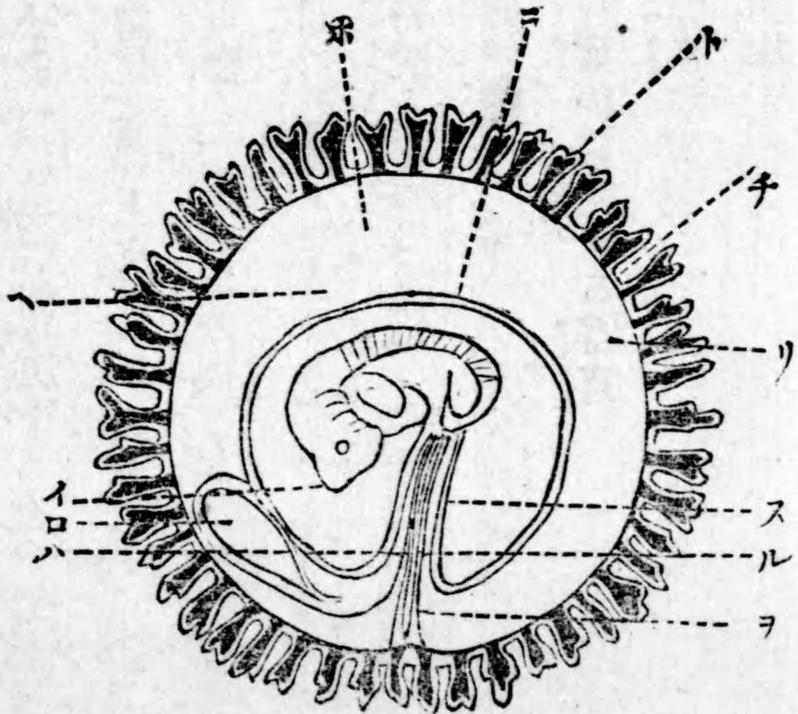
胎兒發育第二序圖



- イ 中胚葉
- ロ 羊膜
- ハ 胎兒
- ニ 外胚葉
- ヘ 胎兒ノ頭
- チ 腸
- リ 内胚葉
- ヌ 中胚葉
- ト 卵黄囊
- チル 内胚葉
- ヌ 外胚葉

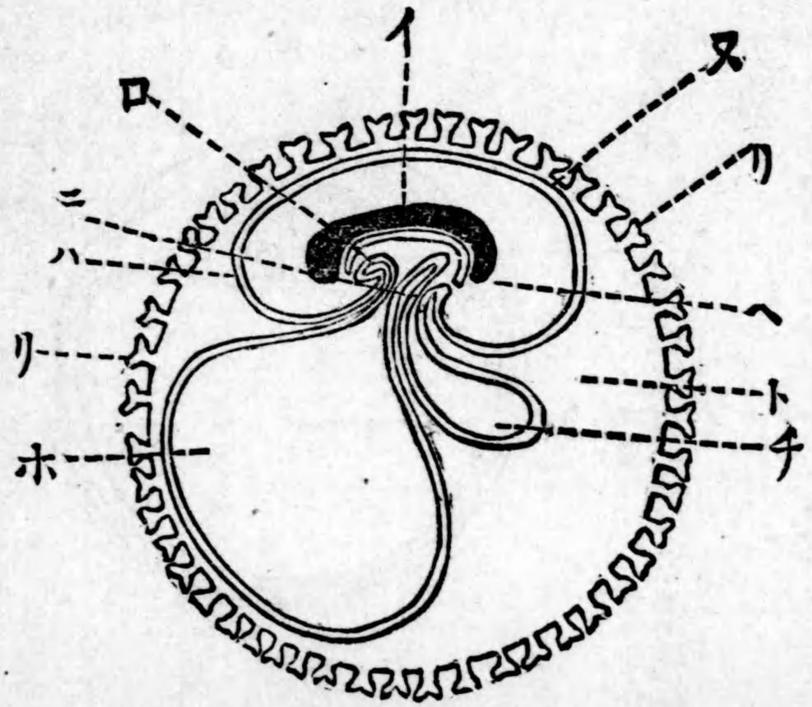
- 三、腦、脊髓、皮膚に分布する末梢神經、等、
- 四、五官器、
- 五、消化器官の末梢部及び起始部、

圖 五 第
四序順ノ育發兒胎



- イ 胎兒ノ頭
- ロ 卵黄囊
- ハル 臍帶
- ニヌ 羊膜
- ホへ 子宮内腔
- ト 絨毛
- リ 漿液膜
- キ 尿膜

圖 五 第
三序順ノ育發兒胎



- イロ 胎兒
- ハ 羊膜
- ニ 臍帶トナルモノ
- ホ 卵黄囊
- へ 羊膜腔
- ト 子宮内腔
- チ 尿膜
- リ 絨毛
- メ 漿液膜

乙、内胚葉から生ずる器官

一、消化器の上皮

二、胃腸

三、肺、心臓

四、膀胱上皮

五、肝、脾

丙、中胚葉から生ずる器官

一、骨格

二、筋肉

三、血管

四、泌尿器

五、各種の組織

第四節 成熟卵

第一 卵の成熟

成熟卵

妊孕卵が上記の順序に依つて漸次發達し、外は卵膜にて包まれ、胎盤を生じ、臍帶を介して母體から營養を受け、内部に一定の個體即ち胎兒を形造つて、羊水を充滿するに至れば之れを成熟卵と云ふ。即ち成熟卵とは胎盤、臍帶、卵膜、羊水、胎兒等から成る處のもので、胎兒は月を経るに従つて成育され、他は悉く之れを保護榮養する處の任務を掌るのであ

卵膜

る。

第二 卵膜

卵膜は内、外、中の三層から成立つて居る。而して外卵膜は妊娠脱落膜の増殖したもので、中層を絨毛膜と云ひ、恰も絨氈の毛の様なものを現して居て、外より營養物を攝取して之れを卵内に供給し後には胎盤となる。最も内層のものを羊膜と稱へ、初めは胚葉周囲の被膜から出来、胎児に密着して居るけれども羊水が生じて來るに従つて、追々之れと離れて全卵の内面を充分に被ふ處のものである。

羊膜

第三 胎盤

胎盤の作用
形成

胎盤は絨毛膜から成るもので、絨毛の部分を以て子宮の内面の一部に密着し、母體と胎兒との血液を交換する作用をなすのである。

胎盤の形状
乃大さ

成熟した胎盤の形は扁平卵圓形をなす、廣さは約二十仙迷幅十五仙迷、厚さ三乃至四仙迷位の青赤色を呈する海綿狀組織のもので、外面は其儘子宮の中壁に密着し、内面（胎兒に向ふ方）は漿液膜で被はれ臍帶に連らなつてゐる。之れに依つて母體から新鮮な血液を攝つて、臍帶を通り胎兒に送り、胎兒の古い血液を同じく臍帶を介して受け、母體内に移すものである。とりも直さず胎兒に於ける胎盤は普通

胎盤に胎兒の呼吸及び消化器を兼ねたもの

臍帯の長さ

臍帯の構成

臍帯の作用

人の呼吸器と消化器とを兼ねたものに均しい。而して胎兒の分娩後多くは直ちに、卵膜、臍帯と共に母體外に娩出せられるもので、俗に之れを後産と稱へるのである。

第四 臍帯

成熟した臍帯は約長さ五十仙迷（一尺六七寸）太さ大人の小指大の左に捻振れた紐状のもので、其の一端は胎盤の中央に、他の一端は胎兒の臍部に付き、クルトン氏酸肉及び二條の臍動脈、一條の臍靜脈から成つて居る。而して作用は單に胎盤から來つて來る新しい血を臍動脈に依つて胎兒に移し、胎中にて營養分を失つた古い血をば臍靜脈を通して胎盤

臍緒

に還すものだけである。俗に臍緒若しはゑな等と云ふ處のものである。

羊水又は胎水

第五 羊水

羊水は又胎水とも云ひ、卵膜内腔を充たし胎兒を安全に浮ばしめるもので、初めは其量が少く且つ清く澄んで居るけれども、胎兒が生育すると共に分量を増し、分娩期頃には五百乃至一千瓦（三合位から五合位）位となり而して溷濁するものである。

其作用は

一、胎兒の運動を自在にし、而して其反動を直接母體に傳

羊水の作用

羊水の分量

波せしめないこと。

- 二、衝動、打撲等の外壓を直接胎兒に觸れさせないこと。
 - 三、胎兒の各部を卵膜及び子宮壁に癒着せしめないこと。
 - 四、分娩の時に、胎胞なるものを形造りて子宮口を開き且つ水壓作用によつて出産を容易にすること。
 - 五、羊水の流出する爲に産道が滑澤になること。
- 等で俗にれれがみづと稱へられる。

第五節 胎兒の發育

胎兒は、内、外、中の三胚葉が漸次發達したもので、最初は極く小さいけれども、追々成長するに従つて、諸器官が整

胎兒の發育

つ

備し遂に成熟分娩するもので、以下項を改めて胎兒發達の順序を説明しやう。

第一 妊娠各月の胎兒

胎兒 妊娠直後の

妊娠後八乃至十日を経れば、胎兒はコンマ状となつて子宮内羊膜の液中に在つて運動をするものである。

第十二日頃には、豌豆位の大さとなり、口目等が僅かに見分ける事が出来る。

胎兒 第一ヶ月末の

第一ヶ月の末、卵全體が鳩卵大となり、卵の内にある胎兒の大さは約一仙迷位に達し、他の哺乳動物の胎兒と同様に、頭と軀幹とが殆んど同じ大いさで、尖つた尾端及び圓い

第 六 圖
初 期 胎 兒 自 然 大



- 一、二十一日ノ胎兒
- 二、二十八日ノ胎兒
- 三、三十五日ノ胎兒
- 四、四十二日ノ胎兒
- 五、四十九日ノ胎兒
- 六、五十六日ノ胎兒

第 貳 月 月 的 胎 兒

頭あたまを持もち、其その前ぜん面めんの兩りやう側がはに眼めの形かたちを生しやうじて來くる。

第だい二に月げつの末すえ、卵たまごの全ぜん形けいは鷄けい卵らん大だい、卵らん内ない胎たい兒じの身しん長ちやうは四し仙せん迷チメイトルとなり、人ひとの形かたちが漸やうく現あらはれ、四て肢あしが發はつ生せいして三さん分ぶん部ぶに別わかれ各おの々く關くわん節せつを造つくる、而そして眼めは丸まるく回くわみ、鼻はな孔のあな、口くち裂ち、耳みみ孔みどろ等また亦し識し別きべつすることが出で來き、臍さい帶たいが漸やうく長ながくなるものである。其その他た胎たい盤ばんは二に月げつの中なか頃ころから出で來き始はじまる。

第だい三さん月げつの末すえ、卵たまごの大おほき鷄けい卵らん大だい、胎たい兒じの身しん長ちやう約やく九く仙せん迷チメイトルとななめ、手て指ゆびを足あし趾ゆびとが區く別べつされ、陰いん部ぶも認みめることが出で來きるけれども、まだ男だん子しであるか、女おんな子しであるかは明あきかでならず。此この月つきから絨じゆう毛もう膜まくの絨じゆう毛もうは胎たい盤ばん形けい成せい部ぶの外ほかは悉ことごとく消せう失しつして、

第 三 月 月 的 胎 兒

第四ヶ月の胎児

胎盤整ひ胎児は之れから營養せられる。

第四ヶ月の末、胎児の身長約十六仙迷となり、手指、足趾に爪を生じ、外陰部では男女兩性を區別することが出来る。胎児の運動も亦微かに行はれる。

第五ヶ月の胎児

第五ヶ月の末、胎児の各部は著しく増大して、身長二十五仙迷となり、爪は硬く、皮膚は強く、頭髪も發生して、活潑に運動する。

第六ヶ月の胎児

第六ヶ月の末、身長約三十仙迷に達し、皮膚には皺襞が多いけれども、漸次皮下脂肪組織を生じ、四肢が亦運動をする。

七ヶ月末の胎児

第七ヶ月の末、身長は約三十五仙迷となり、毛髮、爪等完成され、骨組織は化骨し、恰も老人の様な顔をして、出産すれば低い微かな聲で啼き、四肢を運かして、哺乳運動を始めるけれども、多くは生育しない、短きは數時間、長きも三四日の後に死亡するものである。

第八ヶ月の胎児

第八ヶ月の末、身長は約四十仙迷、體重一千五百瓦(約三百七、八十瓦)に達し、全身の發達は略整ひ、皮膚には多くの皺襞を有するけれども潮紅して毳毛が多く發生する、而して此の月に分娩した嬰兒は適當な養育法を施せば多くは生存することが出来る。

第九ヶ月の胎児

第九ヶ月の末、身長は約四十五仙迷に達し、脂肪組織が增加する爲に、全身が一般に肥大して、皮膚に殆んど皺襞がない。此の月に生れたものは充分生活を保つことが出来るけれども、まだ成熟児に比べると大に孱弱であるから、養育法の注意が定まらない場合には死亡し易いものである。

第十ヶ月の胎児

第十ヶ月の末、即ち成熟児に在つては、身長約五十仙迷、體重平均三千瓦(八百匁弱)を有し、發育全く完成して身體一般に肥え、生れると元氣ある高聲で啼き、尿を泄らし、胎糞を排出するものである。

獨逸人との日本人との胎児の比較

以上の身長は獨逸人の胎児に依つたものであるから、之れ

を日本人に比較すると、第一月、第二月の末頃までは著しい差異はないけれども、第四ヶ月以後になると、此の數より一乃至二仙迷を減じたものが、日本人の胎児の身長に相當するものと見て差支ないのである。

第二 成熟児

成熟胎児とは、妊娠第十ヶ月の末に達した處のもので、普通日本人の成熟胎児は左の様な形態を有するのである。

- 一、身長、平均約四十八仙迷(一尺六寸弱)。
- 二、體重、平均約三千瓦(七百五十匁)。
- 三、全身は肥滿して皮膚に皺襞なし。

成熟児

成熟児の身長及體重

四、皮膚の色は淡紅色を帯び、艶よく、所々に灰白色の汚垢を附着する。

五、全身の毳毛も亦殆んど消失して、唯々僅かに背部、肩胛部とに遺る。

六、頭蓋骨は硬く、一寸から一寸二三分位の頭髪が密生する。

七、體軀、四肢、指趾等整ひ、男女兩性の外陰部は判然としてゐる。

八、五管器、顔貌等が完備してゐる。

九、出産するば直ちに高聲で啼き始め、四肢を動かし、尿及帶黒綠色の粘液状の大便を漏らす、(之れをかにはくと云ふ) 次て哺乳運動を始めるものである。

第三 妊娠各月の胎兒の身長及體重
妊娠各月末に於ける身長及び體重は左の様である。

身	長	月數
1 × 1 =	1 仙	1
2 × 2 =	4	2
3 × 3 =	9	3
4 × 4 =	16	4
5 × 5 =	25	5
6 × 5 =	30	6
7 × 5 =	35	7
8 × 5 =	40	8
9 × 5 =	45	9
10 × 5 =	50	10

胎兒の身長早見表 獨逸胎兒に依る

第三月末の胎兒は三に三を乗したものの即ち九仙迷第六

月末は六に五を乗したものの三十仙迷の身長を有する、
 つまり妊娠の前半期は月數に月數を乗じたもの、後半期
 即ち六月以降は月數に五の敷を乗じた處の仙迷數とな
 る譯である。

胎兒體重測
 定法

胎兒體重早見表 日本胎兒に依る

月數	體重
1	$1^3 \times 2 = 2$ 瓦
2	$2^3 \times 2 = 16$
3	$3^3 \times 2 = 54$
4	$4^3 \times 2 = 128$
5	$5^3 \times 2 = 250$
6	$6^3 \times 2 = 452$
7	$7^3 \times 2 = 686$
8	$8^3 \times 2 = 1024$
9	$9^3 \times 2 = 1458$
10	$10^3 \times 2 = 2000$

上表に依れば、第三月末に於ける胎兒の體重は、月數を

三乘し、更にそれを二倍したものの即ち五十四瓦、第八ケ
 月末は、月數を三乘し、又それを三倍したものの、即ち一
 千五百三十六瓦を有する譯で、妊娠前半期の体重は月數
 を三乘し更にそれを二倍し、同後半期の各月は同様に月
 數を三乘し、又それを三倍した處の瓦數に略相當するの
 である。

一仙迷とは我國の三分三厘に相當する故に、第十ケ月
 末の胎兒の身長を尺度に換算すれば一尺六寸六分餘とな
 る、又一瓦は二分五厘餘であるから、第八ケ月末の胎兒
 の體重を尺に換算すれば、三百七十餘となるのであ

仙迷實さ尺

ぐらむと尺

妊娠の徴候

る。

第六節 妊娠の徴候

第一 一般の徴候

妊娠の経過中に現はれて来る徴候は、頗る雑多で各時期に依つて異り、色々に變化して行く夫れ故に果して妊娠であるか、どうかと云ふことは、七八ヶ月以後になると、どんな素人でも明瞭に判定することが出来るけれども、四ヶ月以前では産婆若しくは醫師でない限り確實に診定し得るものでない。然し數回妊娠したことがある婦人は、往々二三ヶ月の頃既によく妊娠して居ることを自覺するものである。

そこで醫學上では、妊娠の徴候を確徴、疑徴、不確徴の三つに分けてゐる。

不確徴

一、不確徴、他の諸病にも時々現はれ、是れのみでは決して妊娠と認めることが出来ないもの、即ち悪心嘔吐、頭痛、眩暈、薦骨痛、下肢の浮腫、呼吸促迫、利尿頻數入は身體の倦怠、何んとなく氣が鬱ぐこと等。

疑徴

二、疑徴、之れ等の徴候は、殆んど必ず妊娠に表はれ、之れに依つて略々妊娠であることが判かるけれども、まだ確かな徴でない處のもの、即ち月經の閉止、子宮の増大、子宮腔部の軟化、乳房の著色、腔の分泌物の増

加等。

三、確徴、之れに依つて確實に診断することが出来るもの、即ち胎兒の心臓から發生する心音を聴くこと、胎兒の運動を自覺すること、胎兒の手足や頭部軀幹を腹壁の上から觸れること、等で多くは第五ヶ月以後になつて明瞭に表はれて來るもの。

第二 各月の變化

娠各月の變化
娠の各時期に表はれる母體の變化は、初娠と經産婦及び個人の體質等によつて多少の相違はあるけれども、概して左の様な通則に従ふものである。

娠第一月の末

第一ヶ月の末、月經は閉止して、子宮僅かに増大し、生殖器は一體に溫度をまし、娠婦は下腹部が何んもなく温か味を感じる。

娠第二ヶ月の末

第二ヶ月の末、子宮は鷲卵大の大さとなり、子宮口は弛緩して圓く、尿意頻數、惡心、嘔氣、時としては乳房が痛む。(此のときが俗につわりの初まりである)。

つわり

娠第三ヶ月の末

第三ヶ月の末、子宮は小供の頭位となり、手を觸れれば非常に軟かく丁度膠にでも觸れる様で、下腹に腫物が出来た様な氣が起ることがある。

娠第四ヶ月の末

第四ヶ月の末、子宮は大人の頭大となり、下腹がいくらか

妊娠第五ヶ月の末

膨脹し、子宮の雑音を聞く。

妊娠第六ヶ月の末

第五ヶ月の末、子宮底は耻骨縫際（阜の處）と臍部との中央に來たり、悪心、嘔氣、其他不快の症候は消散して、氣分が却つて爽快となる、而して此の頃から妊婦の運動を自覺し、乳房の緊張が著しくなる。

妊娠第七ヶ月の末

第六ヶ月の末、子宮底は殆んど臍部にまで達し、外部からよく胎兒の各部分を觸れる。

第七ヶ月の末、子宮底は臍部から横に指二本ほど高い處に來り、胎兒は移動し易く、時々位置を變へることがある。

妊娠第八ヶ月の末

第八ヶ月の末、子宮底は臍部と心窩の中間に達し、往々胸部の側方に疼痛があり、腹部膨滿のために歩行するとき自然に反身となり、下肢に浮腫を起す。

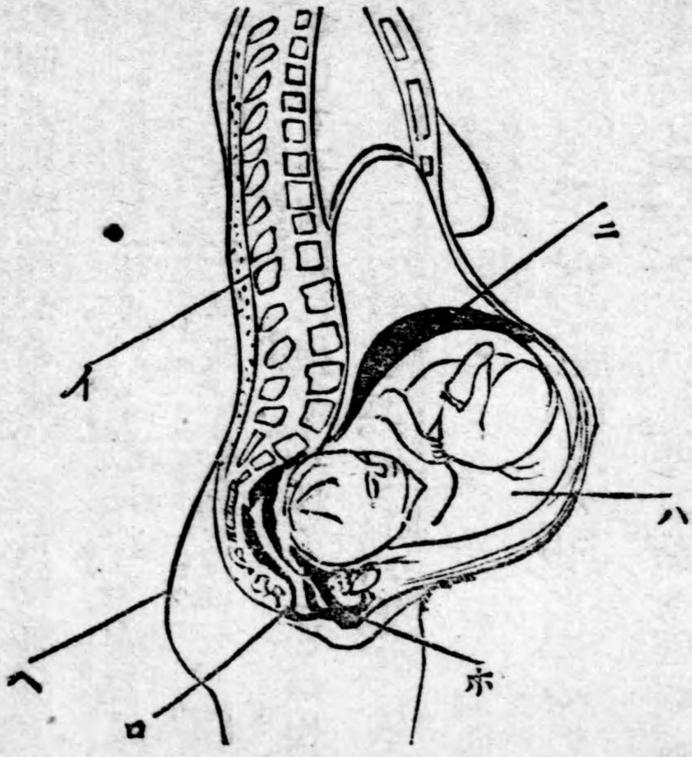
妊娠第九ヶ月の末

第九ヶ月の末、子宮底は心窩に達し、腹部は非常に強く緊満でして子宮口に指を入れることが出来る。此の時には呼吸困難だとか妊娠陣痛（時々腹がしめられる様に疼む）などの徴候が起る。

妊娠第十ヶ月の末

第十ヶ月の末、子宮底は九ヶ月の末より却つて降り、心窩と臍部の間に來り、呼吸困難も亦緩快して身體が軽くなつた様な感覺がする、然し膀胱と直腸とが壓迫せら

第七圖 妊娠末期正規胎勢



イ 脊 椎
ロ 肛 門
ハ 胎 兒
ニ 胎 盤
ホ 腔 口
ヘ 臀 部

れるから大便、小便共に度々催ふすもので、此の時日本人の腹圍は平均八十五乃至九十仙迷ある。

第七節 妊娠と生殖器の變化

第一 子宮

妊娠した卵子が子宮内膜に附着すると、其粘膜は著しい増殖をして卵を包む、而して子宮は胎兒が發達するに連れて増大し、子宮腔部は漸次施緩して著しく柔軟となり、時日の経過すると同時に漸次短縮し、分娩後は容易に胎兒を排出せしめる様に備へられる。此の子宮は出産後、日を追ふて舊態に復し、大さ其の他妊娠以前と全く同一ものとなる。

妊娠と月経

第二 月経

月経は妊娠すると同時に普通は全く閉止するものであるけれども、稀れには妊娠後二三月間軽い月経様の出血を見ることもある。而して閉止した月経は分娩後尙約十ヶ月間は其儘繼續するものであるから、一度妊娠すると分娩の前後各十ヶ月間即ち合計二十ヶ月間は月経が閉止する譯である。

第三 外陰部及腔

外陰部及腔は妊娠した卵が發育するに従つて、生殖器が刺戟せられるため、概して充血し温暖の度を増し、一般に柔軟となり分泌物が著しく増加する。而して初妊に在つては

妊娠と外陰部

阜、大少陰唇等に強く色素が沈着するものである。

第八節 妊娠と各器官の變化

第一 妊婦の容貌

妊婦の容貌

婦人が一度妊娠すると、顔貌が衰へ、蒼白若くは帶黃白色を帯び、一般に肉がをちて平素の美貌は全く取り除かれ、月経が重なるに従つて、胸式呼吸が強く、歩行に際して反身となり、全身の形は實に醜形を呈し、男子をして不快の感を起さしめるのである。

第二 腹部

漸次月を重ぬ腹部が膨滿すると同時に、下腹部の中央に黒

妊婦と腹部

妊娠線に
よつて
産の有無
を判る

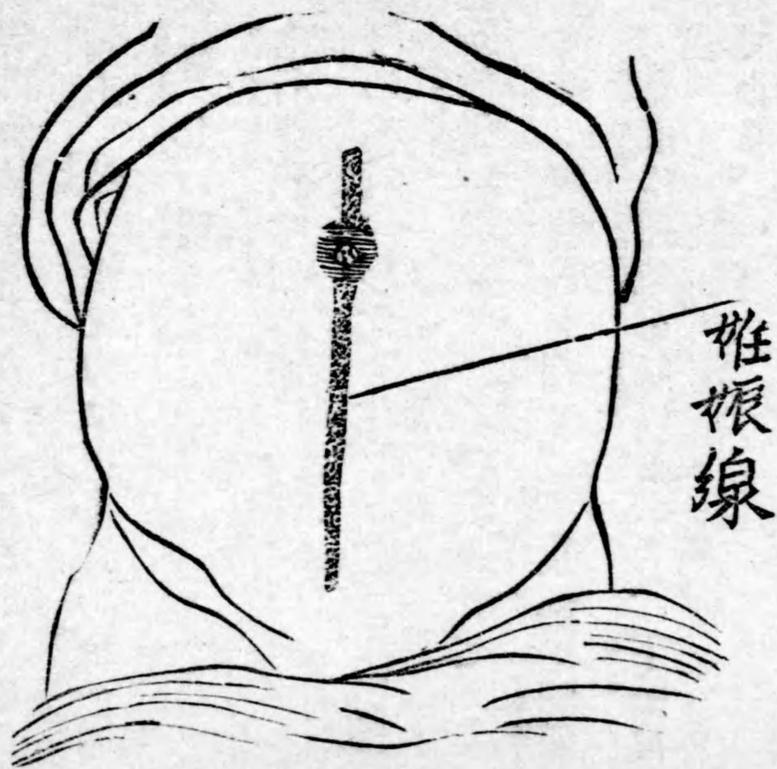
妊娠消化
器

二一〇
褐色の縦筋を生ず、(白線の着色) 腹壁は強い緊張のために、
下腹部一體に皮膚の裂隙所謂妊娠線と名ける赤色の創痕様の
線を發生する。此の妊娠線は分娩後白色に變じて永遠に残り
消散するものではない。夫れ故これに依つて經産の有無が判
る。

第三 消化器系

消化器系統の變化としては、二三ヶ月の頃から惡心、嘔氣、
(俗に〇〇)を催し易く、唾液の分泌が著しく増加する。
大便は直腸が壓迫を蒙る爲に多くの人は秘結し、而て酸いも
のを好み、又は平素全く口にしない食物或は、生麥、生米、

第八圖
妊娠ノ腹部



(ル依ニ氏ザンル)

生野菜、炭等の異物をさへ食することがある。俗に之れをイカ物喰ひと云ふ、然し消化力はいくらか衰へる傾向があるけれども普通著しい變りはない。

第四 血行器及呼吸器系

一般に血液の循行に變化を生じ、(胎兒の血行を掌るため)心臟の機能が増進する結果、心悸亢進だとか、胸内苦悶だとか、眩暈だとか、衄腹等を起こす。又腹部が膨滿の爲めに靜脈を壓迫して、血液の還流を妨げるから、下肢は自然に水腫を來たすものである。

呼吸器系では、腹部膨大の爲めに横隔膜(腹腔と胸腔との

間に在つて兩腔を區割して居る膜)が上方に壓せられるから、呼吸が淺く而して短く胸式呼吸が著明となる。

第五 泌尿器系

泌尿器の變化としては、主に膀胱の壓迫症狀即ち少水が非常に近くなり、一日十數回も便所に通ふことがある。又甚だしいものは夜間など自然に漏れいで、或は反對に全く尿閉(尿が出なくなることを來たすことも尠くない)。

第六 神経系統

神経系の變化は、頭痛、齒痛、腰痛、關節痛等の他往々各種の神経痛を起したり、身體の倦怠及逆上等を覺え、一般に

興奮し易い状態となる。

第七 乳房

乳房は妊娠第二ヶ月頃から漸次膨大し初め、時日を経るに従つて益々著しく而して柔軟となり、乳嘴暈は着色して初め赤く次いで茶褐、黒褐色等を呈し、第五六ヶ月の頃になつて、之れを壓搾れば稀薄な半透明の水様液を分泌するものである。

第九節 妊娠と精神状態

妊婦の精神状態

妊娠中に於ける精神状態は、妊娠の初期に在つては僅かに嗜好を變ずる位のことであるけれども、月が立つと種々なる

妊娠と發狂

妊娠と犯罪

變狀を呈するものである、例へば精神が常に不安で夜間熟睡することが出来ないとか、或は不快、鬱悶が周圍の物事に及んで、自分に對する好惡、憎愛の思を嵩め、若しくは過古を追想し、將來を慮りて世を果敢なみ、分娩の困難を苦に痛んで遂に心が狂ふなど、随分劇しい變化を起すことは尠くない。意志の弱い女子が、妊娠中劇げしく精神を刺戟した結果、墮胎若しくは産兒壓殺等の罪惡を犯すことがある、其狀況は恰も故意に行つたものゝ様に見ゆるけれども、實際は惡意が有つての處置ではない。一時性に精神が錯亂し全く不覺的に實行するものである。されば女子が道ならぬ行をし、或は

誘拐若しくは耻辱等に遇つて、因果の種を宿した様な場合には良心の呵責其の他精神を悩ます原因が多いだけ、それだけ墮胎、産児壓殺等の犯罪を企てる事が正當な妊娠に比べて多いのである。或る殺兒犯で次の様な面白い實例がある。

中等の資産がある商人の妻が妊娠した、元より生活は先づ豊かで夫婦間も睦まじく別に憂慮するほどのことがない。月はだん／＼重つて遂に出産した。然しお産は割合に早く産婆は間に合はなかつた。産婆が知らせによつて駆けつけたときには、既に兒供は生れて居た、けれども其兒は生きていないから産婆は怪しんで醫師の診断を求めた、處が

産児の壓殺

醫師は他殺の疑があるとして届出で、産児は解剖に附せられ、産婦は取調べを受ける身となつた。産婦の言ふところによると、初め軽い陣痛が起つて來た、それがだん／＼進むにつれて甚だしい苦痛を覚え、分娩の近いことを知り、一時も早く産婆の來るのを待つて居た。其の内に胎兒は生れた。然し此の瞬間に全く自分は夢中となつて何事をしたか覺えがない、後で産婆から産兒が死んだ事を聞いて非常に驚いた而して悲んだのであると、此の産婦は初めての出産で、而も夫婦ともに非常に子を希望してひたすら出産の無事を祈つて居たのであつた。

妊娠の持続
日は二百八十

第拾節 妊娠の持続

妊娠の持続日数とは受胎後、子宮内で發育成熟して、分娩するまで日数で、概略十ヶ月として居るけれども、精密な日数については各學者の説が一定して居ない、亦妊婦によつても多少の相違があるから之れを一定することは困難な事業である。

アールファイルト氏の調査によれば平均二百七十六日半で、二百七十三日に生れたものが最も多いと。

我醫學博士榊順次郎氏の調査によれば平均二百八十二日と二分の一であると、

緒方博士は之れに關して特別の報告をしてはゐないけれども、其著書の内では平均二百八十日と説いてゐる。

以上の如く諸説一定してゐないけれども、醫學上現今では普通妊娠の持続日数を二百八十日、即ち四十週間とし、之れより早く産れたものを早産、遅く産れたものを晩産と云つて居る。而して妊娠七ヶ月若しくは六ヶ月位で分娩し、嬰兒が健全に發達した早産の例があれば、妊娠十ヶ月以後十一ヶ月若しくは十二ヶ月になつて分娩した晩産の例も尠くない。

此の様に分娩の日取りが不定であるために法醫學上色々の問題を惹き起し、往々解決をして困難ならしめるのである。

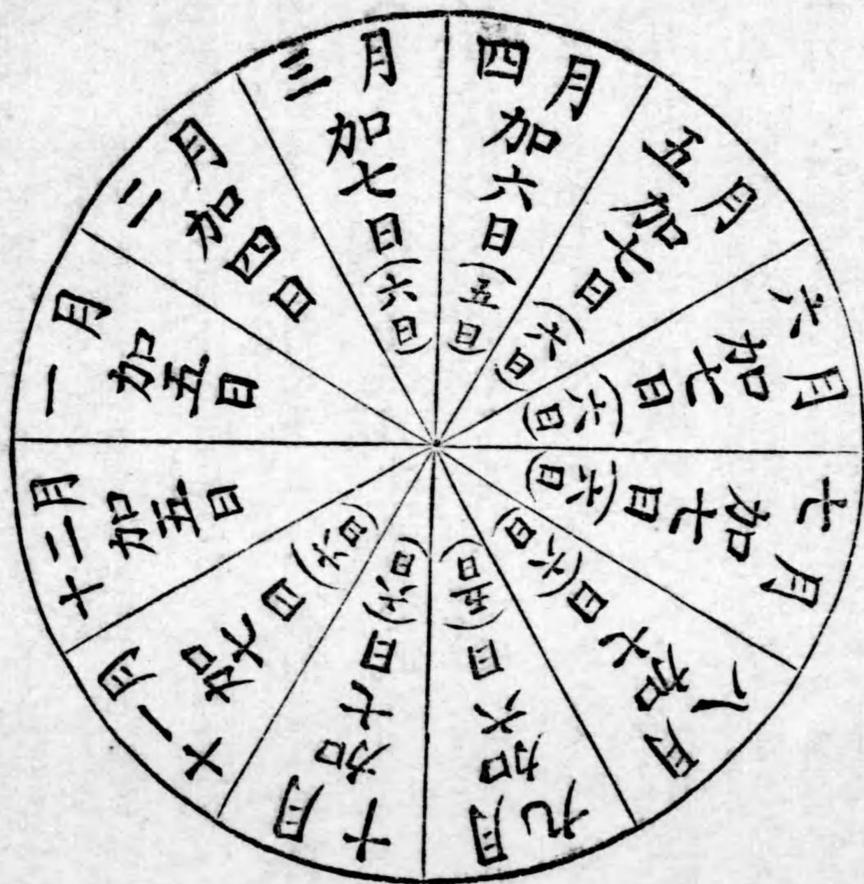
早産
晩産

そはともあれ、妊娠の持続日数が普通二百八十日であるから、之れに依つて約分娩の期日を豫知することが出来る。其の方法は左表は依るもので、假りに一月二日に妊娠したものとせんが、一月の處より三ヶ月左の方に繰り十月の同日に七日を加へたもの、即ち十月九日は恰も二百八十日目に當り、同日分娩する譯である、それで妊娠した日は普通最後の月經の終りの日を以つて妊娠日と定め、其月から左方三月目の月の同日に、特に示した日數（四日、六日、七日）を加へた日が分娩期日である。但し潤年のときは、括弧内にある日數を加へること。

今念の爲めに一例を擧げやう。本年三月の十日から十四日まで月經があつて、四月以後月經止まり妊娠した婦人がある、此の婦人の出産日は、三月十日を基として、左の方へ二月一日、十二月と繰り、十二月の十日へ、本年は平年であるから五日を加へたもの、即ち十二月十五日である。

次に又左の表に依つても同じことで、上欄の最終月經日と下欄の分娩日とを對稱して豫知するものである。例へば五月二十日から五月二十五日まで月經があつて、以後月經閉止し妊娠したものとすれば、其妊婦の分娩日は約二月二十四日であることが判かる、若し其年が潤年で二月が二十九日まで有

分 娩 期 日 豫 測 表



るときは、右の日數に一日を加へて計算すればよいのである。

第二分 娩 期 測 定 法

最終月 經日	一月 一日	二月 一日	三月 一日	四月 一日	五月 一日	六月 一日	七月 一日	八月 一日	九月 一日	十月 一日	十一月 一日	十二月 一日
分 娩 期 日	十月 八日	十月 十二日	十月 十七日	十月 二十二日	十月 二十七日	十一月 一日	十一月 四日	十一月 六日	十一月 十三日	十一月 二十三日	十二月 一日	十二月 六日
最終月 經日	二月 二十日	三月 二十五日	三月 三十一日	四月 六日	四月 十一日	四月 十六日	四月 二十一日	四月 二十六日	五月 一日	五月 六日	五月 十一日	五月 十六日
分 娩 期 日	十二月 二十七日	十二月 三十一日	一月 六日	一月 十一日	一月 十六日	一月 二十一日	一月 二十六日	二月 一日	二月 六日	二月 十一日	二月 十六日	二月 二十一日

十月	一	二十八日	二十五日	二十日	十五日	十日	五日	一月	二十八日	二十五日	二十日	十五日	十日	五日	最終月經日
----	---	------	------	-----	-----	----	----	----	------	------	-----	-----	----	----	-------

七月	八	五日	二日	二十七日	二十二日	十七日	十二日	八日	四月	一日	二十七日	二十二日	十七日	十二日	分娩期日
----	---	----	----	------	------	-----	-----	----	----	----	------	------	-----	-----	------

十二月	一	二十八日	二十四日	二十日	十五日	十日	五日	一月	二十八日	二十五日	二十日	十五日	十日	五日	最終月經日
-----	---	------	------	-----	-----	----	----	----	------	------	-----	-----	----	----	-------

九月	七	四日	一日	二十七日	二十二日	十七日	十二日	八日	四月	一日	二十七日	二十二日	十七日	十二日	分娩期日
----	---	----	----	------	------	-----	-----	----	----	----	------	------	-----	-----	------

二三五

六月	一	二十八日	二十五日	二十日	十五日	十日	五日	一月	二十八日	二十三日	二十日	十五日	十日	五日	最終月經日
----	---	------	------	-----	-----	----	----	----	------	------	-----	-----	----	----	-------

三月	八	四日	一日	二十四日	十九日	十四日	九日	五日	二月	二日	三十日	二十五日	二十日	十五日	分娩期日
----	---	----	----	------	-----	-----	----	----	----	----	-----	------	-----	-----	------

八月	一	二十八日	二十五日	二十日	十五日	十日	五日	一月	二十八日	二十五日	二十日	十五日	十日	五日	最終月經日
----	---	------	------	-----	-----	----	----	----	------	------	-----	-----	----	----	-------

五月	八	四日	一日	二十六日	二十一日	十六日	十二日	八日	四月	一日	二十七日	二十二日	十七日	十二日	分娩期日
----	---	----	----	------	------	-----	-----	----	----	----	------	------	-----	-----	------

二三四

最終月経日	分娩期日	最終月経日	分娩期日
五日	十一日	二十日	二十六日
十日	十六日	二十五日	十月一日
十五日	二十一日	二十八日	四日

産婦の心得

第十一節 妊娠中の心得

妊娠が母體に及ばず影響は前述の様に實に甚しいものである、際つて妊婦は常に攝養を重んじ、些細な事情と雖も細心注意して、苟も怠らない様努めなければならぬ。若しも一たび誤るときは、流産、早産、等を起し、母の生命を危険ならしめるばかりでなく、死産或は不健全な嬰兒を分娩する様な禍害を招くものである。今左に主なる妊娠中の心得を列

記しやう。

妊婦の心得

- 一、激しい精神の感動、例へば驚怖、悲哀、煩悶、等を避けて常に心を平靜にすること。
- 二、適度の運動をする事は必要であるけれども、過度の労働を慎しまなければならぬ。
- 三、睡眠を充分にすること。
- 四、日々の日課を規則正しくし、成る可く起臥食事などの時間を定めること。
- 五、飲食物に注意し、刺戟性のものを避け、決して暴食、

暴飲をしないこと。

六、時々入浴して身體を不潔にしない様に努めること。

七、夜間睡眠時には、特に注意して腹部を冷やさないこと。

八、平素の歩行を緩徐にし、顛倒しない様心掛けること。

九、卑猥な或は悲哀を催す様な讀書、又は演劇、音樂等を避けること。

十、交接は五ヶ月以後は成る可く絶つこと。

十一、汽車汽船、人車馬車等の旅行を避けること、殊に妊娠第三四ヶ月の頃及八九ヶ月の頃は斷じて旅行を仕な

すこと。

十二、身體に異常を起したとき、素りに素人療治をしたり賣藥などを服用しないこと。

十三、醫師若しくは産婆の診察を受け、必ず其指示に従つて反ひかない様にすること。

十四、衣服は氣候に従つて撰擇することは勿論、可成寛濶したものを着ること。

十五、便通を整へ、若し便秘した場合には、早朝適當な運動をした後一椀の冷水を服み通じを促すこと。

十六、乳房は毎日一回冷水又は酒精にて拭淨し、發育の

不良のものには按摩等をして乳房の發達を計ること。

第二章 分娩及び産褥

第一節 分娩及産褥の情態

第一 分娩の種類

分娩、即ち出産、産とは卵子の全體が子宮の收縮と腹腔の壓力とによつて、子宮を出で腔腔を過ぎて母の體外に娩出すること、産婦も兒女も障碍なく自然の力に依つて分娩したものを正規分娩、常産或は順産などと云ひ、母子を害し或は其の生命を危険ならしめる様な困難の出産を、異状分娩或は難産、不順産、變産などと稱へる。而して妊娠四十週、即

分娩

正規分娩或は常産

異常分娩或は難産

ち十ヶ月で分娩するものを定期産、四十週を過ぎて産れるものを晩産、妊娠第二十九週から三十八週の間に分娩するものを早産、妊娠二十八週以前に分娩するものを流産と云ふのである。

定期産、晩産で生れた胎児は多くは生成し、早産のものは生活機能はあるけれども哺育が困難で過半は死亡し、流産の場合は胎児の生活機能が全く無いものである。

第二 常産の経過

常産、即ち正規分娩の経過は、概ね左の三期に分けられる、然し其の各々の経過の期間が判明しないことがある。

第一期

前知陣痛

第壹期、開口期とも云ひて、最初下腹部から外陰部にかけて引攣る様な感覚が起る、然し神経過敏の婦人は此の時に既に疼痛を感じるもので、一般に身體が不安となり尿意を催す、之れを前知陣痛又は前驅陣痛と稱へられる。

子宮口は漸々開いて、直徑二寸五六分から三寸位の大さとなり胎児が容易に過することが出来る、此の時には下腹部から子宮、腔等に亘つて發作性に疼痛を起すもので、之れを開口期陣痛と云ふ、而して其の時間は初めは十五分毎に來り次第に間歇時が短く十分毎に或は五分毎に來たり、十五秒乃至三十秒持續し、益々疼痛を増加するものである。其の内に

開口期陣痛

卵胞が破れて羊水の一部分を漏す、之れを破水、俗に水が降りると稱へる。此の破水の時期は甚だ緊要のもので、若しも早く破れて羊水が降るときには、母子に意外の危害を招くものである。

第二期

第貳期、破水即ち水が降りたときから、胎児が産出した時までの間で、一に出産期とも云ふ。此の期に入ると、陳痛は益々強く産婦は頻りに努責して、近側にあるものに手を掛け恰も秘結した大便を努出する様な状態を呈し、顔面は赤く身體が暖かになり、全身に汗を流すものである。胎児が次第に下降して、外陰部に近づいて来れば、陳痛は

兒頭の排臨

第三期或は後産期

最も強く、産婦は大聲を發して全身を戰慄し、間歇時短かく屢々上腿と腓腸部とに痙攣を起すことがある。之れに依つて兒頭は大小陰唇にの間現れて来るもので、之れを兒頭の排臨と名づけ、次いで起る處の陣痛によつて兒頭は陰門を通過する。此の瞬間に産婦は最も甚だしい疼痛を覺えて、不知不識高聲を出して啼叫し、又は問々失神することさへ尠くない。兒頭が出すれば又陣痛が起つて胎児の全體は割合に容易く娩出し終り、此際多少の血液と羊水を漏らすものである。第參期、此の時期は胎児が全く産出した後から後産が全く産出するまでの間で、第二期に比ぶれば甚だ弱い陣痛に依つ

後産とは卵膜、胎盤を云ふ
分娩の時間
は各人に
よつて異なる

て出血を伴ひ後産を分娩し、子宮は収縮するものである、而して後産とは卵膜の全部及び胎盤を總稱する名稱である。

分娩の時間は、各人に依つて異り甚だ不同である、然し總じて初産婦の分娩時間は通例八時間乃至十二時間を費し（西洋人は十五時間乃至二十時間）其の内第一期は七時間乃至十二時間、第二期一時間乃至二時間、第三期三十分乃至一時間で、經産婦は初産婦よりも概して短かく、殊に第二期は大抵一二回の陣痛を起し數分間で分娩を終るものである。

第三 産褥の経過

産褥とは分娩が終つてから、子宮が全く舊態に復するまで

産褥

惡露

の間を云ひ、普通産褥の経過は六週間で、子宮内面殊に傷部から一種の臭氣を帯べる、血液を混じた處の粘液即ち惡露を排泄する。此の惡露は二週乃至三週間繼續し、全く止まれば子宮面の傷が治癒したのである。

後陣痛

分娩後子宮の縮少は甚だ速かで、分娩第一日には収縮の爲多少の疼痛を感ず、之れを後陣痛と云ふ、而して第二週の中央には骨盤上口の上に尙觸れるけれども、第二週の終りに至れば腹壁から殆んど觸れないのである。

乳汁の分泌

乳汁は始め少量に分泌し漸々増して四五日目には随分多量となる。初め分泌する乳汁中には砂糖分及び鹽類分が多く初

生兒の胎尿を排泄せしめるのに適當である。而し第四日目から乳汁は脂肪分、乾酪質、蛋白質等を増して漸々滋養に富んで來るもので、母の乳汁は小兒に對して最も佳良の滋養物である。

哺乳期

哺乳せしめる期間は小兒の始めて齒の發するまで凡そ九ヶ月間で、此の時になると、多くは乳汁の分泌量が減少して月經が再び來潮する、若しも此の乳哺期間が餘り長いときは却つて母體に害があるから、充分注意すべきことであらう、又哺乳の期間中普通は産婦が多量の食物を望む、此の飲食物の進むのは母體の組織の新陳代謝を盛んにし、健康ならしめる

産褥時の體温

譯で、乳汁の分泌を良くし而して、子宮を速かに復舊させる助けを爲すものである。

分娩後産婦は著しく身體が疲勞し睡眠を欲するもので、其の體温は攝氏三十六度五分乃至三十七度六分位。脈搏は六十度乃至八十が普通である。若しも三十八度以上の體温があつた場合には産科醫の診察を受け、速かに適切な手當を施さないといと、意外の災害を招くものである。

第四 複胎の分娩

復胎の分娩
二子は二ヶ
の卵

二子の妊娠は通例二つの胎兒と而して胎盤、卵膜、羊水、臍帶等各一個づつを持つ、即ち二たつの卵子が相接して成長

一卵内に二子

したものである。然れども卵膜、胎盤は二個相互に癒着するものが多い。又稀には一卵膜の内に（一卵子中）二子があることがある、即ち一つの外卵膜を以て一箇の胎盤と二箇の胎兒とを包むけれども、羊膜、羊水及び臍帶は二胎兒各々一ヶ宛を持つ、又は各々一個宛の臍帶を以て居る二つの胎兒が一ヶの羊膜中に在つて一ヶの胎盤を共有して居るものもある。

通例複妊娠の胎兒は單胎妊の胎兒よりは多くは少さい、而して複妊娠の胎兒は大少が不同なことがある。

三子、四子等は頗る稀で、其の存様は亦二子と同様のものである。

復胎は單胎より胎兒少なり

雙胎及品胎の比例

雙胎は大抵産婦八十人中一人の割合にあり品胎は三千人以上について一人の比例である。而して雙胎、品胎の分娩は、第一子の全く分娩し終るまでは、大概普通の分娩と同一であるが、第一子を分娩した役も、子宮が收縮しないで、尙ほ明かに一子の部分を認めらるゝ、其の後亦新たに陣痛を起して第二子を速かに且つ容易く分娩し、後産は兩兒若しくは三兒を分娩した後には娩出するものである。復胎は分娩の前若しくは分娩の初めに於て判明する、然れども品胎は往々分娩するまで不明のことがある。

復胎分娩に於て注意を要することは、兩兒が同性で容貌が

よく似かよいたる時で、後日にあつて、何れの小児が先に生れたかを區別することが出来ないものであるから、此の場合には初め生れた胎児の手或は足へ何が一つの目標を附け置くことが必要である。是れは後日財産分配の時或は家督相續の場合等に往々大なる問題を惹起すことを防ぐ爲めである。

第二節 分娩及産褥の攝生

第一 分娩及産褥

中の注意出産は非常に苦痛を感じるもので、往々之れが爲めに生命をとすことがあるから、多くの妊婦は出産に際して非常に危憂し、陣痛が起つて來ると一般に精神が不安とな

るのである。夫れ故に家人並に夫は出産時は殊に注意して産婦に慰安を與へ、精神を勵まして、將に生れんとする胎兒と自分(母體)とは健全であると云ふことを豫言し、分娩が甚だ軽く経過しつゝあることを言ひ含め、少しでも失望落膽する様な言葉を産婦の耳に入れてはならない。而して分娩が終れば尙一層力をつけ、既に苦痛の過ぎたことを示すのである。子宮に障りなく、平癒に赴き且つ平素健康な婦人でも、分娩後九日間は身體を安静にして産褥中に平臥しなければならぬ。若しこれを誤るときは、血液を混んじた悪露が強く而して長く降り、續いて子宮の弛緩症、膈及び子宮の下垂症

又は脱出症などと云ふ種々の疾病を起すことがある、産褥を離るしときも、最初は唯々一二時間位から初め、漸々時間を増して全く床を上げる様にし、急に離床することは頗る危険である。既に産褥を離れても當分の内は過度の運動殊に重量の品物を持挙げ或は荷ひ、階段を登り、強く俯み、箆筒の抽匣を開鎖し、又は大便の時に當つて強く努責等の事は皆腹壓を高め子宮に障りをなすものであるから注意して避けなければならぬ。

産褥中身體の安靜が最も必要であると同時に、精神を安慰に保つことも亦肝要である。夫れ故に産室は成る可く響きの

少い室を撰び、室内では談話の如きも高聲にせず、産婦の氣に遇つた婦人をつけて看護をなさしめ、見舞に來た人々にも産後九日間は面會を禁ずる様にし、家政の相談だとか、下婢召使の差圖などは避けることを努むれば、自然と精神が爽快となり安眠することが出來て、経過を良好になさしめるものである。

産褥室の温度は常に平等にし、攝氏の十五度乃至二十度の間が最も良い。床は風の當らない處に敷き、衣服を交換する場合には新しいもの或は洗濯した衣服を豫じめ温ため充分乾いたものを用ひ、若し産褥汗が非常に多いときには温たかい

布で身體を拭ふき暫らく發汗が止むのを待つて後に行ふのである。

分娩後九日間は決して臥床を離れてはならない、殊に虚弱な婦人は二三週間床の内に居る方が良い、普通は分娩後二週間を過ぎて初めて室外に出で、門外へは温暖の時候のとき三週間の後にし、不順の氣候であつたなら五六週間の後でなければならぬ。産婦を過度に暖ためて發汗させると、それが爲めに汗疹、頭痛、頭重、不眠、不快の感等を起させる虞れがあるから、寒いからと云つて無暗に暖めない様に注意し室内の温度、寢具を適當に調節することが必要である。

産婦の外室

産褥中の食

産褥中は食物及び飲料にも充分注意し、不適當の飲食物を與へ或は過度せしめるときは極めて害が多い。即ち分娩後三日間は牛乳、薄い粥、葛湯或は焼いた食パン、ソツプ、脂肪の少ない魚類等を與へ、食鹽、醬油を加味しても差支へはない。而して時々薄い茶、番茶、麥湯、薄い紅茶、珈琲等を少量に飲ませ、四日目に至つて始めて大便の通利を促すものであるから、食物も少しく形のあるもの例へば、米粥、雞卵、鳥肉、餛飩等を與へ、七日目になつて柔らかい米飯、鳥肉、牛肉のロース、野菜物では百合、馬鈴薯、胡蘿蔔の煮たもの、菜物等から漸々常食に移して十四日以後健全な婦人となるに

産褥中の便

及んで、全く平素の食物に復するのである。然し消化器の不健全な婦人其の他快復の良くない産婦には、以上の方法に依つて多少の斟酌することが必要である。

大便は分娩後第四日以後から毎日便通があるのが普通で、若し秘結した場合には産婆に乞ふて微温湯の灌腸を受け、差込虎子を用ゆるのである。

産褥中の利尿

小便にも注意し、若し尿閉する時は危険であるから、三時毎にさしこみ虎子を用ひて利尿を促し、成る可く規則正しい掛尿に慣れしめなければならぬ。分娩後二十四時間を経ても自然の通利が無い場合は産婆に乞ふて適當な處置を受け、

産褥の清潔

利尿を計るのである。

産婦は清潔に注意し、肌着は分娩後二三日から、毎日清潔でよく乾いたものを取り更へ、外陰部を毎日二度宛、一度よく煮沸した暖湯で洗ひ、消毒した脱脂綿で拭き去り、若しも疼痛や腫脹があつた時は産婆に告げて、速かに手當を受けることが肝要である。

産褥中は身體が一般に疲勞し、生殖器に非常な損傷があるから、往々不注意に依つて、子宮脱、腔脱、子宮内膜炎、子宮實質炎、其の他不潔から産褥熱、腹膜炎等の疾病を起し、一生の不幸を見又は生命を危険ならしめるものであるから、

以上述べた處のもの及び産婆醫師等の注意を守り、充分に攝生を重んじなければならぬのである。

第二 授乳

授乳の困難

授乳の困難なるのは、殊に乳頭の甚だ短いもの、乳頭の陥凹したものの、乳房の扁平で充満したもの等である。此の様な婦人は吸乳器で乳頭を吸ひ出し、乳汁を分泌せしめなければならぬ。然れども乳房中に全く乳汁の無い時は無益である。乳房の發育が不良ので乳泌量が少い場合にはマツサーヂに依つて或る程度まで増すことが出来る。又小兒が口を閉ぢて開かないか、或は吸乳の作用をしない時は、小兒の顔を

吸乳器の使

徐々に下方い引き下げ二三滴の乳汁を搾り落とし然る後乳頭を其の開いた口中へ差入れ吸乳を促すのである。

小兒が一方の乳房のみを望む時、他方の乳に附かせるには母の側臥を他方の側臥に替へ、小兒を其の都合のよい向にし、その軀幹を母の腋窩へ横に置いて乳房に附かせるのである。

又授乳の後には清水で其の都度乳頭を洗ひ、授乳が終つたら、小兒を別の床に移して安眠せしめ、決して初の内は母と同眠してはならない。然らざれば母の睡眠中（殊に若い産婦には）小兒を幸に陥れることがある。

産婦が授乳に際して殊に注意すべきものは産婦が自ら手指

乳房の清潔

産婦の手より小兒に傳染せしむ

を陰部に觸れたり、惡露の附着した肌着等を小兒又は自分の傍に近づけないことで、若し手を觸れた場合には石鹼にて手を充分洗ひたる後、石炭酸水で消毒しなければならぬ。若しも陰部の不潔其の他惡露が乳房に附くときは、之れが爲に乳房は炎症を起して化膿し、延いては小兒に傳染する虞れがあるから、産婦は一日數回石鹼にて手指を洗ひ豫め防禦することが必要である。

乳汁と食物

食物中乳汁の質を害するもの、例へば強酸味、香氣の高い食料、劇しい香料を加へた飲食物、鹽漬にしたもの、脂肪の多い物、其の他身體を熱するもの等を避けて、餛飩、玉蜀黍、

乳汁と精神

馬鈴薯、胡蘿蔔、木熟の豌豆、隱元豆、赤豆、鳥肉、牛肉、魚類、等の食物、牛乳、珈琲、煎茶、砂糖湯、等の飲物を與へ乳汁を善良ならしめなければならぬ。又精神の感動殊に恐怖、忿怒、甚しい喜悅、悲哀、苦痛、等の後には、決して直に乳を飲ませず、先づ蓄積して居る乳を搾り出し、再び蓄積してから與へなければならぬ。分娩の後三ヶ月は交接を絶ち妊娠を防ぐ時は母子共に危害を來たすことがある。

左の様な婦人は自分の乳を決して與へてはならない。
 一、癩癩、精神病、肺結核、梅毒、痛風、慢性の皮膚病、等あるもの

二、甚だ虚弱で榮養の不良なもの、脚氣のあるもの、一般に病身のもの等

第三節 流産及早産

第一 流産及早産の原因

妊娠の初め二十八週間以内に分娩するときには之れを流産又は不熟産と云ひ、其の小児は生活することは出来ない。又早産とは妊娠第二十九週から三十八週の終までの間に分娩するもので、胎児はまだ成熟して居ないけれども生存し得べきものであることは前に述べた通りである。流産及び早産を來たす原因には内外二様ある。

流産及び早産の原因

内因

第一 内因によるもの

- 一、胎盤の病氣其の他異常の爲めに胎児を養ふことが出来ないもの、葡萄状鬼胎、臍帶の捻轉したもの、胎児の畸形及び胎児を生活し能はざる疾病例へば微毒等。
- 二、子宮の疾病、即ち子宮組織の硬化、子宮壁の腫物、子宮と其の周圍との癒着、子宮の後屈等。
- 三、妊婦の重病、殊に熱の甚しいもの、微毒、非常な衰弱等。

外因

- 四、妊婦の精神感動、殊に甚しい驚愕、憤怒、心勞等。
- 第二 外因に依るもの

- 五、大便の通利極めて困難な時、或は重い荷物を負ひ若しくは持上げる様な、總て腹壓を高めること。帶を堅く締めること、温湯にて座浴又は脚浴すること、墮胎藥下劑等の服用、房車過度等。
- 六、墜落、跳越、長き乗車、舞踏、騎行、腹部の衝突、打撲、甚だしい咳嗽等凡て妊婦の身體を強く震盪すること。
- 七、被服が不足の爲に起る感冒、夜中眠ることが出来ない様な過度の勞働、不良の食物による榮養不良、飢餓等。
- 八、子宮及び卵子を直接に侵すもの例へば、妊娠して居る

流産の經過

子宮の創傷、子宮口の刺戟、腔内の注射は、羊水を流出せしめる程の卵子の損傷等。

以上述べた原因は多くは數者一時に来るもので、既に起つて居る内因に尙外因が加はつて益々流産又は早産を確實にするものである。

第二 流産及早産の經過

流産の經過は妊娠の時期、原因、其の他不時の諸病に依つて同一でない。通常流産は最初に水の如き、粘液の如き又は鏽色をした液體か、或は血液を漏らし、腹部に重い物がある様な不快の感覺、倦怠、腰部及び下腹部の疼痛等を發し、胎

流産の長び
くこそ危険
なり

児が死亡した場合には、胎児の運動止み、往々悪寒發熱を來して後分娩するものである。

流産は時として時日を甚だしく延長することがある。然るときは持續する出血の爲頗る危険のもので、其の原因は第一には子宮體の發育が不充分の爲に收縮力が弱いこと。第二には子宮頸管が長くて軟かでないこと等である。然し此の様な場でも容易く経過することも少くない。

妊娠第三ヶ月以内の流産は、普通一度に絨毛膜と凝血とに因つて包まれた小囊として排出せられる。然し子宮口が良く開大しない時は排出のとき卵膜が破てれ羊水が流出し、次い

妊娠
三ヶ月以内
の流産

妊娠第四
月乃至七
ヶ月の流産

妊娠第六
月乃至七
ヶ月の流産

流産の轉版

て胎児と卵膜とが分娩せられることが間々ある。

妊娠第十三週から二十八週の間は、子宮の收縮力が已に強く、且つ胎児が少にして軟かいから多くは無痛に而して容易く娩出せられる。若し妊娠第二十四週から三十週の間は胎児が生存して分娩するときは、能く運動して啼くやうな様子するけれども、決して生育しない。

流産は甚だ悪い結果を來たすことが多い。殊に産褥中常産時に於ける様な攝生を守らなひ婦人には、反復する子宮出血、子宮衰弱、及び種々の子宮病等起して、遂に不妊症に陥るとか、或は偶然妊娠しても又流産する様な事がある。

五、大便の通利極めて困難な時、或は重い荷物を負ひ若しくは持上げる様な、總て腹壓を高めること。帯を堅く締めること、温湯にて座浴又は脚浴すること、墮胎薬下劑等の服用、房車過度等。

六、墜落、跳越、長き乗車、舞踏、騎行、腹部の衝突、打撲、甚だしい咳嗽等凡て妊婦の身體を強く震盪すること。

七、被服が不足の爲に起る感冒、夜中眠ることが出来ない様な過度の勞働、不良の食物による榮養不良、飢餓等

八、子宮及び卵子を直接に侵すもの例へば、妊娠して居る

子宮の創傷、子宮口の刺戟、腔内の注射は、羊水を流出せしめる程の卵子の損傷等。

以上述べた原因は多くは數者一時に来るもので、既に起つて居る内因に尙外因が加はつて益々流産又は早産を確實にするものである。

第二 流産及早産の經過

流産の經過は妊娠の時期、原因、其の他不時の諸病に依つて同一でない。通常流産は最初に水の如き、粘液の如き又は鏽色をした液體か、或は血液を漏らし、腹部に重い物がある様な不快の感覺、倦怠、腰部及び下腹部の疼痛等を發し、胎

流産の長び
くこゝ危険
なり

二二六
兒が死亡した場合には、胎兒の運動止み、往々惡寒發熱を來して後分娩するものである。

流産は時として時日を甚だしく延長することがある。然るときは持續する出血の爲頗る危険のもので、其の原因は第一には子宮體の發育が不充分の爲に收縮力か弱いこと。第二には子宮頸管が長くて軟かでないこと等である。然し此の様な場でも容易く經過することも少くない。

妊娠第三ヶ月以内の流産は、普通一度に絨毛膜と凝血とに因つて包まれた小囊として排出せられる。然し子宮口が良く開大しない時は排出のとき卵膜が破てれ羊水が流出し、次い

妊娠
三ヶ月以内
の流産

妊娠第四
月乃至七
ヶ月の流産

て胎兒と卵膜とが分娩せられることが間々ある。

妊娠第十三週から二十八週の間は、子宮の收縮力が已に強く、且つ胎兒が少にして軟かいから多くは無痛に而して容易く娩出せられる。若し妊娠第二十四週から三十週の間は胎兒が生存して分娩するときは、能く運動して啼くやうな様子するけれども、決して生育しない。

流産は甚だ悪い結果を來たすことが多い。殊に産褥中常産時に於ける様な攝生を守らなひ婦人には、反復する子宮出血、子宮衰弱、及び種々の子宮病等を起して、遂に不妊症に陥るとか、或は偶然妊娠しても又流産する様な事がある。

流産の轉版

妊娠第六
月乃至七
ヶ月の流産

流産の前兆があつたなら、先づ妊婦は安静に手臥し、餘り暖かにせず、凡て興奮する様なものを避けて消化し易い食餌を取り、下腹一般に微温の湿布を施して、醫師を招き處置を乞ふのである。決して産婆のみに委かせて置いてはならぬ。

早産の経過は普通常産と同一であるけれども、一定の時期に達しないだけ危険が多いものである。

第參章 妊娠、分娩、産褥の疾患

第一節 妊婦の疾患

第壹 嘔吐

妊婦の悪心嘔吐は妊娠の初期に當つて、殊に早朝空腹の時に發するものであるけれども、一定の度に至るまでは決して害が無い、此の場合には平素好む飲食物を避けて嘔氣を起さない様なものゝみを撰び、窮窟な衣服や腰巻を禁じて、日々新鮮な空氣中で適當の運動を爲すのである、若しも嘔吐が非常に劇げしくて食物を皆吐き出す様になつたなら、速かに

嘔吐、俗に吐はり

醫師を迎へ、決して賣藥等の素人療治をしてはならぬ。

第貳 便秘

便秘

妊婦の便秘は間々あることで、之れが爲めに風氣を醸し腸管が膨大して骨盤の血管中に鬱血するから痔核を起し、逆上睡眠不安、頭痛等を發するのである、此の時には適當の運動をして、朝空腹の時と夕方とに清水一碗を飲み新鮮な果物及び煮た野菜物類を多く進め、消化悪しく便秘を招く様な食物を避ける様にし、若しそれでも通利が意の如くでない時は石鹼水の浣腸をして便通を促すのである。

第參 下痢

下痢

下痢は飲食物の下攝生或は腹部の寒胃等から起るもので、軽い場合には腹部を温ため、牛乳、葛湯、粥湯などの粘滑な飲物及び極く軽い食物を與へ、野菜、果物などを避け、若しも一兩日中に下痢が止まらぬ時、又は最初から重い場合には醫療を乞ふのである。

第四 利尿異常

利尿異常

利尿の時疼痛を發し或は尿意が屢々となつた場合には、身體を安靜にし温かな牛乳を飲み、若しも利尿が全く止まり、又は不随意に排出するとき、殊に嘔吐、咳嗽、失笑等に際して突く様に自然に骨が射出する場合には速かに醫師を迎へね

ばならないのである。

第五 淫腫

浮腫は妊娠の末期になると、多くは下肢に来るもので、其の部分には色白く光澤を呈して指にて壓すれば、暫時の間淺ひ凹窩を留むる、下腿にのみ浮腫があるものは温たかい靴下を穿くだけでよい、けれども下肢の浮腫が陰部から下腹に達して歩行を妨げる様になつた場合は、常に下肢を高く伸ばして床に就き、足先からフランネル縋帶で漸次大腿まで巻き、陰部には温罨法を施すのである。若しも全身に來り頭痛眩暈を思ふときは重い症状であるから、速かに醫師を招いて診療を

受けなければならぬ。

第六 卒倒

妊婦は往々卒倒することがある。即ち俄かに皮膚殊に顔貌が蒼白となり、四肢が厥冷て五官の機能を失することが、短くて數分間、長いときは十五分以上に達するのである。其原因は、帯又は狭い洋服などにて胸部を堅く締め血行を障碍したとき芝居、舞踏、寄席、會場、寺院等閉込みたる室内で多數呼吸し汚穢になつた空氣中に長座する事、其他精神を強く感動すること、身の周りが乾燥のこと等で、妊婦は常に之れ等の原因を避け、卒倒した場合には、直ちに靜かな處に運び

窮屈な衣類を解き、窓を開けて新鮮な外氣を入れ、而して香水の如き臭氣の強いものを嗅がせ、二口三口の水を與へてフ
ランネル、刷毛等で全身殊に心臓部を摩擦するのである。
劇しい出血を伴ひたる時、又は全く呼吸及び脈搏を認知
しないときは、甚だ危険で母子に關係するものであるから、
急據醫師を招いて治を仰くことが最も肝要である

第二節 分娩時の疾患

全身の痙攣

第壹 全身の痙攣

妊婦、産婦、蓐婦は時として、非常に劇げしい全身の痙攣
を起し、或は人事不省に陥ることもある。之れを子痙と云ひ

子痙

子痙の症候

頗る危険の疾患で、初妊婦、雙胎妊婦、腎臓炎、罹つて居る
ものに發し易い。子痙は大概突然不意に起るものである、け
れども、時に頭痛、眼前朦朧、全身倦怠、胃部に不快の感、
嘔吐等の前兆を發することが尠くない。

第一回の發作は、病婦は人事不省となり、顔を顰め、呼吸
促進して不正に陥り、口から泡沫を吹き、劇しい痙攣を發す
るもので、其様子は恰も癲癇と同様である。

此の發作は一分時乃至一分半時で、或は稀れに反復し、或
は屢々反復し、發作に強いことと弱いことと、發作の同歇が
長いものと短いものがあつて一様でない。而して同歇時間

でも多くは知覺なく恰も熟睡して居る様なものが多い。然し間々氣力が衰へたことを感じて、四肢の疼痛、或は齒嚙した爲舌の損傷を許へることがある。

人事不省の内に分娩を終る

又産婦は此の病を起しても、陣痛は依然として持續し、死亡しない限りは無感覺の中に胎兒を分娩するもので、其の後數時間或は數日を経て治癒し初めて醒覺するものである。

子癇に罹つた産婦は約五分の一は、發作中に或は其の後に死亡するもので、小兒は大概一二回の發作後に死亡することが多い、若しも分娩した後發作が弱くなつて。漸々其の度數を減少し、安眠して温たかい汗を出し、脈膊が靜かになると

子癇の豫後は不良なり

きは大抵治癒するものであるけれども、子癇後に、盲目、精神錯亂、身體の摩痺等を起し、産褥中に甚だしい産褥熱及び肺炎などを起すことが多いのである。

此の病氣に罹つたときは、醫師の診療を受けることは勿論室内は極く靜にし、高聲の談話、強く障子唐紙を開閉すること、病婦を高聲に呼ぶこと、足音高く歩行すること等五官器に感ずることは避けて、室内を薄暗なさねばならない。其の他頭部を氷にて冷やし、室内の空氣を清潔にし、あまり温か過ぎない様に注意することが最も肝要である。

第二 過度の嘔吐

産婦の嘔吐するものは割合に多い、然れども普通は之れが爲めに反つて神心に爽快を覺へるものである。若しも嘔吐が非常に劇げしい場合には、遂に母子にも危害を與へることがあるから、縦合産婦が望んでも暫時は一際飲食物を與へてはならない。若しも之れを與へるときには再び嘔吐を催して苦痛を増すものである。

第三 熱性病

妊婦が疾病に罹るときは、不時に分娩を來たすことがある。又分娩のときに及んで疾病殊に熱性病に罹ることが多い。若し熱性病に罹つたときは、氣力が衰へ、倦怠甚しく、全身が

不快で、咽喉が乾き、呼吸が促進しく、體温が上昇するものであるけれども、注意しないと、往々分娩の苦痛の爲めに知らずに経過し後に意外の禍を招くことがある。

第四 呼吸困難

呼吸困難は次の諸病あるものになる。

- 一、肺臓及心臓の疾病
- 二、腫物あるもの及び水液の滞溜例へば腹水胸水等
- 三、脊柱の屈曲が甚だしいもの。
- 四、失血によるもの。

此の様な病患によつて呼吸困難を起した場合は、失血に依

るもの、外、身體の上部を成る可く高くし、或は座せしめ、而して室の窓を開いて新鮮な空氣を入れ、寒暖を適宜にする
 ことが必要である。失血の場合には勿論頭を低くし、其の原
 因を除くことをつとめねばならない。分娩のとき呼吸困難が
 劇げしく、陣痛の休歇時でも尙非常に苦悶し顔面青赤色にな
 つて將に窒息せんとする様な狀況のときは、直に産科醫を
 招き應急の手當を受けるのである。

第五 産婦の假死

産婦は時として殆んど死んだものゝ様になつて、僅かに生
 命の痕跡を留め唯醫師のみそれが未死を發見することがあ

産婦の假死

る。此様な婦人は身體の運動更になく、呼吸殆んど絶えて、
 心臓の鼓動及脈搏さへ觸れないけれども、醫師に依つて生命
 を快復せられる場合が往々ある。夫れ故此のときには室内の
 温度を高くし、安靜かに床中にねかし、醫師の命を待たずし
 て、死者の取り扱ひをしてはならないのである。

第六 子宮破裂

分娩に際して突然子宮が破裂することがある、此れは最も
 不幸の疾患で發見が早く手術を速かに施したならば生命を取
 りとめ得るけれども、多くは時期を失して死亡するものであ
 る。

子宮破裂

分娩に際して子宮が破裂するとき、産婦は腹内で何か裂けた様な感じがして、疼痛を起し、陣痛は全く止んで、全身の様子が非常に悪く、手足が冷えて脈膊が微弱となり、次いで卒倒し、日を経るに従つて腹膜炎を惹き起して遂に死亡するものである。

第七 會陰破裂

胎兒の頭が撥露する時會陰の一部又は全部が破裂することは屢々ある。之れを會陰破裂と云ひ、其の原因は、陰門が狭くして柔順に開き難いもの、耻骨弓の狭いもの、會陰の硬いもの胎兒の頭が大きいもの、胎兒の肩幅が廣いもの等で、初

會陰破裂

産婦には殊に多い。其の軽いものは僅かであるから大なる障碍を残さないけれども、中等程度もの及び強度のもの殊に肛門にまで達した様な場合には、非常な障害を來たすものある。然し醫師の手術によつて割合によく治癒するものである。

第八 子宮出血

分娩に際して普通出血することは免れない。然し胎盤の異常、早産、流産、子宮の疾病を伴ふ等の爲めに一時に多量の出血を來たした場合は頗る危険で、それが爲めに斃れるものは尠くない、何れにしる醫師の手當を受けることが早やければ、それだけ豫後かよく、遅ければ不良である。

出血

第三節 産褥時の疾患

第壹 産褥熱

産褥熱

産婦に最も危険な疾病で往々之れが爲に生命を落すもるが
 尠くない。其の原因は虫産時又は産後に、手當が不良の場合
 即ち肌着、手指、産具等の媒介に依つて有毒な微菌が微細な
 傷から産婦の身體に入り、傳染するものである。夫れ故に産
 婦の取揃ひ、分娩に際しては常に充分の消毒が必要で、妊娠
 中は常に陰部を清潔にせねばならない。若し家内に傳染病又
 は化膿性の疾病を持つ者があつたら絶対に産婦に近かづけな
 い様注意することが必要である。

産褥中の原因

産褥熱の症

本病は通常分娩後一日中に悪寒戰慄を發して體温三十八
 度以上に昇り、精神不安、不眠、頭痛、眩暈を起し、下腹に
 疼痛を訴へ、此の疼痛は持續的で刺すが如く、灼くが如く、
 些細な運動に依つても容易に増劇し、漸々全復部に疼痛蔓延
 して、熱度は日を追ふて高く、三十九度以上に達するもので
 ある。之れは腹膜炎を起す爲めに來るもので、遂には腹部は
 膨滿して 屢氣を起し或は綠色の液體を嘔吐して惡露は非常
 に惡臭を帯びて、耳鳴、譫語等相次いで甚だしいものは二三
 日間で斃れ、稍々長びくものは膿瘍、鼠蹊腺の化膿、黃疸、
 咳嗽、胸痛等の症狀を發して非常の苦惱を感ずるものであ

る。

本病は發熱することが早ければ、早いでだけ重症で愈々危険である、之れに反して醫師の治療を受けることが早ければ、早いでだけ治療につくものであるから、若しも産褥婦の體温が三十八度を越へた時。惡寒戰慄を發したとき、脈搏が百以上持續したとき、或は外陰部に潰瘍を發見した場合には成る可く速かに醫師の診療を受けることが肝要である。

第二 疼痛甚だしい後陣痛

疼痛の強い後陣痛は、殊に屢々分娩した處の褥婦に發するもので、多くは危險ではない、熱もなく唯々煩はしい故に安

後陣痛

靜にすることが出來ず、身體が疲勞するのである。下腹部を時々軽く摩擦し、強い陣痛を起させ、腹部に濕布を施して、緩和(微温)な完腸を施せば多くは疼痛が和くものである。然し熱が出た場合には産科醫を招かなければならない。

第三 惡露の不順

惡露の不順とは

- 一、其の分量が非常に多いもの。
- 二、惡露が非常に長く降りるもの。
- 三、惡臭があつて刺戟するものを云ふのである。

惡露の不陣

悪露が若しも餘り血液様で且つ多量の場合には安静に臥て産科醫を招くこと。

悪露が一旦粘液様となつたものが、再び血液を混じれた時には別項と同様の處置をなし、既に床を雜れた婦人も再び臥床に就いて三四日間は安臥すること。

悪臭があつて刺戟する處の悪露を漏らすのは、卵膜或は胎盤の部が子宮内に残つて腐敗したか、若しくは分娩の時生じた陰部の創傷が膿んで潰瘍となつたからである、此れ等の場合には能く煮沸した水で數々陰部を洗つて、敷物を屢々交換し、室内の空氣を新鮮ならしめ悪臭が益々強く熱を發したときは醫師を招くことが、必要である。

第四 陰唇の腫起

大小陰唇は分娩の際牽引せられ損傷して産褥の時に至り腫脹することが多い。即ち赤く腫れ、上つて光澤ある蒼紅色を呈するもので、此の場合には、消毒「ガーゼ」を以つて冷罨法を行ひ、若しも潰瘍或は發熱を伴つたときは早速醫師を招くのである。

第五 利尿及び便通困難

利尿困難は産褥時に最に屢々患ふ處のもので、
一、利尿のとき若しくは、利尿の後尿道に疼痛を發するも

の。

三、小便の全く便通しないもの。

三、不随意に利尿するもの。

等で、往々苦痛の強いものがある。

利尿の際又は利尿後に疼痛を發するものは、尿道又は尿道口部に損傷があるから起るもので、利尿した後は必ず一旦煮沸した冷水を以て陰部を靜かに洗へば、日が立つに随つて治癒するものである。

利尿の全く閉止しにるものは普通分娩の際尿道が強く壓迫せられる結果。尿道内に腫脹を來たした爲めに起り、多くは

尿道口部の損傷を兼ね、膀胱部（小腹の中央）が非常に緊張し之れを壓せば尿意を催すもので、産婆に依屬して自然に排尿し得る、まづ毎朝夕一回宛カテーテルにて尿を取るのである。

小便の不随意に流出するものは、其の下敷が非常に濕つて尿臭を放つから一見して著明である。之れは膀胱括約筋の痙痺した結果、成は膀胱と腔腔とに孔を生じたものとの二つで前者は分娩後二十四時間を経ぎれば快復し。後は醫療に依らなければならぬ。

便秘は産後一兩日間は決して差支ない、然し四日以上秘結

し、殊に腸痛を起す様な場合は、食鹽水又は石礮水の浣腸を行ひ腹部を暖ためれば容易に治癒するものである。若し肛門が腫れて痔核を起したときは、大便の際必ず浣腸し、濕罨法を施すのである。

之れに反して不随意に大便を漏らすものは、分娩時の損傷の爲に肛門括約筋が断裂した結果で、比較的重症であるから醫師の手術に依らなければ全治するものでない。

第四章 結婚

第壹節 結婚と人生

第一 結婚と風習

結婚は、人類があらゆる障碍を排し無窮に生存しやうとする爲めに、前に述べた生殖作用を、完全に而して秩序的に行ふ手段としての必要から起つた處の、社會的の風習である。之れによつて家庭が形成くられ其家庭が集つて國家社會が組織せられ、而し血統種屬が永遠に受け繼がれて行くのである。どうもなほさず、結婚は國家社會の基礎、子孫存續の根

結婚は一大責任

元を成して居るもので、人間が一生涯の内之れより重大な事件はなからう。それ故どんな階級の人でも、どんな境遇にある人でも、又どんな人種でも之ればかりは決して避けることが出来ない。一大責任、一大義務と云つてもよいのである。往々若い男女が結婚を以て、只愉快な甘い密の様なものでもないあるかの如く想像して居るが、結婚の義務責任は決して、そんな單純一様のものではない。極めて崇高な歡樂を吾々に與へ、風教、物質的利害、壽命、遺傳等色々な方面に向つて、頗る複雑な關係を及ぼして居るもので、一たひ理に合はない不自然な結婚をした場合には、却つて之れが爲に品性を

シモナイツの格言

を害すとか、一生苦痛に責めらるゝとか、壽命を短縮するとか、子孫に災害を及ぼす等と云ふやうな種々の不幸を招くのである。希臘の詩人シモナイツと云ふ人が『人の爲めに良妻より大なる幸福あることなく、悪婦より大なる責苦あることなし』と云はれたが、眞に男子として心にそまなない婦女と大層高樓に暮らしたとて何の樂みもあらう。寧ろ破橋陋屋に獨身生活を續けた方が氣樂である。又女子とても同様で、所謂不釣合の結婚をした爲に、涙に袖の乾くひまがないと云ふ様な薄命に泣く佳人も少くないのである。

元より結婚は、人種の相違や、國土の習慣に依つて各異つ

二九八
た方法を探つて居るもので、何れも長所があれば短所もある
必しも彼れが良くて此れが否と云ふことは出来ない、例へ
ば我國の結婚にしても、昔からの習慣で子息や娘が、世の中
に生れた以上結婚しなければならぬものであると云ふことを
悟つて、處世上其の必要を充分感じたため結婚するのではな
く、彼等の父母の眼に映つた利害關係から餘儀なくされるの
で、中には、未だ配偶者の適否を判断する能力さへ備はらな
い子女もある。であるからよく年若い花嫁の口から『両親が
行けど申しましたから嫁ぎました』など、とさも他人の事
でもあるかの様に云ふ通りで、結婚相互者が責任を自覺した

のではない。全然盲目的に結婚を強ひられて居たのである。
随つて不幸な一生を送る夫や、悲惨な境遇に沈む母などが甚
だ多かつたのであらう。それが近頃泰西の文明が旺んに移入
して來た結果、幸にも此惡風は追々除かれ父母が子女の意志
に重きを置くやうになつた。けれども之れと同時に他の弊害
即ち思慮の淺い男女が盲目的の戀愛を基礎とし、更に利害關
係などを顧みないで結婚するとか、或は單に自己の虚榮を満
さん爲に之れを利用すると云ふやうな傾向が起つて、稍もす
れば風教を紊す虞れがあるのは、蓋し一利一害、一得一失で
事情止むを得ない次第である。

此の様に結婚問題は關係が非常に複雑で、影響が甚だ廣いのであるから、其局に當るものは勿論、父母たる人も細心注意して誤りのない様計らねばならない。エーグベリー卿の金言『結婚は大責任なり、總て眼のみに信賴すること勿れ。又眼の爲めに過またること勿れ。眼と手とを以て結婚を約し得べきにあらず、須らく道理と心とを以て約すべし』は此の間の消息を説明し得て餘蘊なきものと云ふべきである。而して此の『心と道理』とは其意義頗る廣く、且つ多様なるを以て悉く之れを述ぶることは出来ない、即ち倫理道德其他の關係について、之れを斯道の學者に譲り、茲には自家の領域

内に於ける是非利害について、簡単に説明するのである。

第貳 結婚と壽命との關係

結婚と壽命との關係

結婚と壽命——制慾と壽命等の關係については、古來學者の意見が區々で歸着する處がない。或る一派の制慾論者は制慾と壽命とはなく符合するものであると云ひ、他の縱慾論者は之れと反對に制慾は却て身體に不良の影響を與へ、生命を短縮するものであるとなし。各々異つた論據を有し遽かに吾々は斷定する事が出来ないのである。今試みに學者の詳密な數字的の比較は略すこととして統計的の成果のみを擧げて見やう。

ウエスタガールド氏の算定に依れば、英國に於る比丘（カドリックの比丘男）及比丘尼女は、其教規が嚴格で社會的の制裁が甚しい爲、自然に品行が方正で純然たる獨身者で終るのである）の死亡數は一般男子の割合と同一である。

テンバアシヨオ氏が佛國人に就いて統計した結果に依れば二十歳から三十歳に至る迄は、比丘及比丘尼よりも婚嫁した男女の方が死亡數多く、四十歳までの間は双方大差がない、其後八十歳迄は、比丘及比丘尼の方が稍々多い、八十歳以上になると婚嫁者の方が遙かに多く死亡するのである。

リーク氏の報告は以上の統計よりも尙比丘及比丘尼の方が

少く算定悉て居る。

スツツガルド氏は二十五歳の男子千人中六十歳の高齡になつたものが四百三十五人で、醫師に在つては同じく千人中僅かに三百六十八人、新教の牧師は六百四十人、カドリック宗の比丘は同じく六百四十四人であると報告した。

我國尼僧の一部に就いて研究せられた緒方博士の算定によると、六十五歳が尼僧の平均年齢である。

以上の統計は完全無缺のものとは出来ない。更に精密な幾多の統計材料がなければ、之より尙充分の判定を下すことが出来ないのである。けれども之れに依つて性慾を禁

断して居る、比丘及比丘尼が一般の嫁婚者に比較すると決して短命ではない様に思はれる、之れに反して、獨乙のシワルツ氏の統計によると、百歳以上の長命者の内、眞の獨身者は既婚者の五十人に對する一人の比例にも達して居ない。即ち前者と全く正反對の現象を示して居るのである。

以上の全く異つた報告は統計の不備に基因するものであつて、社會的の状態、一般生活關係等についての考察が足りない結果であると認定する事が出来るであらう、元來吾人々類の生理的狀態から判断すれば、正しい結婚者が、性慾に向つて常に注意警戒を加へ、天理に悖る様な不攝生さへしなけ

結婚は壽命に好影響を及ぼす

獨身生活は非自然的な

れば、之れが爲めに健康を害す事がなく、壽命に良好な影響を及ぼすものであることは、自然の原理によつて大を見るよりも爛かであろう。之れに反して、充慾を事とし荒色 蓋淫の風に耽けるとか、或は強烈燃ゆるが如き天授の好機である性慾を常に抑制し純然たる獨身の生活を營まんとする様な、非生理的行爲は身神を毀損し延いては天壽を短縮するものと云はなければならぬのである。然し社會は斯の様に單純な條規の道を踏む事を宥るさなない、一だひ結婚して性慾の如何を解すれば、世態の一些事にも此の慾情を誘發し亂淫に陥る傾きがあるとか、又獨身より家庭に入れば、義務、責任等の

感念が一時に涌發して幾多の心勞吾々の身邊に迫るゝか云ふ事情の爲に、身神を害し生命を短縮するものが多い殊に女子にとりて最も大切な妊娠と云ふ危険が起つて既婚した女子の死亡數を著しく増加するものである。又行徳高き僧侶がよく高齡に達し得るのは、自己の信念により、世俗と複雑な交渉を斷ち、多くの性慾的の誘惑を避けて心安き生活を營み、常に山水美明な衛生的境地に身神を養ふ所以によるものである。

第二節 結婚の時期

第一 結婚期と體格

結婚の時期

結婚の時期は處世的生活に關係するばかりでない、壽命や健康や、子孫などに重大な影響を及ぼすもので、最も適當なときに結婚すると云ふことが、生理學上重要な條件である。それでは如何なる時期に結婚すればよいかと云ふのに、男女共に身體が充分に發育し、完全に生殖器が成熟した時で、若しも此の時期を誤つて、早婚したり、晩婚したりすると種々なる弊害が起つて、將來思ひもよらぬ禍を醸すものである。然し此の時期は、風土、氣候、或は境遇、體質等に依つて、著しい變化があるもので、萬人悉く同一ではない、例へば、印度のやうな熱帶地方に居住する人種は總て早熟する、

七八歳で女は既に生殖器が成熟して月経がある、而して十二三歳で結婚をする、之れに反して寒帯地方のものは、一般の發育が遅い、随つて嫁婚期が後れる、又體質の虚弱な子女は強健のものに比較して身體の成育が悪るいから、それだけ結婚期を遅くしなければならぬ。淫猥な家業即ち娼家などに育つた子女は、嚴格な家庭にあるものより割合に早く色情が發達し、生殖器の發育も亦速かである。

此の様な關係で、各國が法律で定めて居る處の結婚年齢にも亦大差がある。我國では民法によつて、男子は滿十七年、女子は十五年以上に非ざれば結婚することが出来ない、然し

ながら此の法律上の結婚年齢は、國土、風俗の關係上男子の春機發働期が略滿十七年、女子の月經來潮期が平均滿十五年（十四年八月）であるところから割出された。最少限度を示したに過ぎないもので、必ずしも結婚に適當した年齢と云ふ意味ではないのである。何故なれば月經の來潮や、春期發働機は、單に生殖器の發育を遂げたことを表顯するのみで、未だ全身が充分に成熟した譯ではない、今左に年齢と身體發育との關係を證明する爲に、中學校及高等女學校の體格検査表の一部を掲げて見やう。

中學校、高等女學校體格検査表

明治四十五年四月調査

年齢	学級	身長	體重	胸圍身長
十五歳	高中女學	四・七八	一〇・六七二	二・三五
十六歳	高中女學	四・七九	一〇・五〇四	二・三六
十七歳	高中女學	四・八六	一一・八八二	二・四六
十八歳	高中女學	四・九〇	一二・五二二	二・四五
十九歳	高中女學	四・九一	一二・七五五	二・五七
二十歳	高中女學	四・九〇	一二・九五五	二・四九
二十歳	高中女學	四・九〇	一二・三〇七	二・五二
二十歳	高中女學	四・九〇	一二・五二五	二・五六
二十歳	高中女學	四・八六	一二・四二四	二・五六
二十歳	高中女學	四・八六	一二・四五四	二・五八

上表に依ると男子は満二十歳、女子は満十九歳で漸く身體

が完成するもので、規定の結婚年齢の後尙數年間身體が發育して行くことが明かである。失れ故、法律でこう定められてあるから、此の年齢を超せば差支なからう』などと、無暗に結婚を急ぐのは光して策を得たものではない。法律の如何に關らず、個人の成育状態に鑄み、智腦の發達を顧慮して、此事大なる結婚期を定めることが最も必要な事項である。

第三 早婚の害

身體の發育、成熟が完全でない處の若い男女の結婚即ち早婚の弊害は、實に甚しいもので決してゆるがせにすることは出来ない。之れを民族の上から見るのに、韓國人が無氣力な

状態に陥り、遂に國家を亡すに至つたのも、此の弊害がなつて力あるものと考へられる。彼等は早くも十二三歳で結婚しチヨンガー（獨身者）よりヨボ（既婚者）の境遇に入ることを無上の誇りとして居るのである。余は嘗つて朝鮮にありし時に、言語も充分に解することが出来ない七歳の女兒が、十三歳の男兒と房事の結果、後天性の梅毒に感染した者を診察して一層此の感を深くした事實がある。又西歐に於ては、夙くから早婚の弊害を認め、國法を以て結婚年齢に大制限を加へて民族の改善を企てたことがある。例へば昔獨逸が強健な國民を得んどの考から、妙齡な男女の結婚を制限して、男子は二

國法により
早婚を制限す

十五歳、女子は二十一歳を結婚年齢と定めた處が、國民は皆此法を遵守して能く強壯長壽の子孫を擧げ、充分に目的を達することが出来たのである。此の様に身體が完全に發達した後婚を結ばしめることは、國民の體力智能を増進させると云ふ上に必要な條件であるけれども、國家として往古の様な残酷な法律を今日直ちに實行することは、社會の狀態が宥さない。寧ろ個人の智能に訴へた方が却て好結果を得るのである。翻つて早婚と生命との關係を調ぶるのに、獨逸のドクトルシワルツ氏は多く研究の結果、左表の様な報告をなしてゐる。

早婚と死亡

男子早婚者

千人ニ付
死亡率

女子早婚者

千人ニ付
死亡率

十四歳乃至二十歳二九、三人

十五歳乃至二十歳

一四、〇人

男子未婚者

千人ニ付
死亡率

女子未婚者

千人ニ付
死亡率

十四歳乃至二十歳

六、七八

十五歳乃至二十歳

八、〇人

此の成績に依つて觀れば、生理學上結婚者は獨身者に比して、概して長命すべき筈であるのにも拘らず、早婚者の死亡率が、未婚者の死亡率より男女共に著しく多いのである。是れ等は尙益々發育せんとする處の體力を、性交の爲めに消耗せられ、身體並に精神の發達を害して諸多の疾病を誘發する結果で、最もよく其弊害を説明して居るものと考へられる。

殊に女子は結婚と同時に分娩の危險が伴つて來る。それが二十歳以下であると、體軀の發育が充分で無い爲に此の危險の度が一層強く、死亡率が益々増加するとしたならば早婚が直接生命に危害を及ぼすことは實に甚しいものと云はなければならぬ。

早婚と子孫

又早婚の結果二十歳以下の母親が生んだ小兒には、天賦虛弱な、腺病體質のものが多く、而して往年榮養不良や、呼吸器障得や、腦疾患などの先天性の原因に依つて死亡するのである。有名な葡萄牙の統計學者コロン氏が二萬四千人の小兒に就いて、調査研究した結果も略之れと同様で、『父母の年齢

が二十歳以下のときは、其小兒は羸弱である』と報告して居るのである。

以上述べた様に、早婚は直接吾人の生命に危害を及ぼすばかりでなく、子孫にまで悪影響を與へ、牽いては民族をして薄弱ならしむるもので有るから、將來結婚せんとする男女は勿論、其父兄も充分なる注意を拂ひ、之れが爲めに起る多くの禍害を招かぬ様努めねばならない。然るに我國では、近來社會の組織が複雑となつて生活が困難であるのと、一般に衛生上の智識が普及されて此の弊害の恐ろしい事を悟つて來た爲、著しく早婚者が減じたのであるけれども、未だ行通不便

我國と早婚者

で昔の習慣が除れない地方や、頑な家庭に生長した子女等の間には、随分早婚するものが多いのは、誠に遺憾なことである。

第參 晩婚の害

人類には天賦の壽命が有つて、それ以上生存することは絶對に不可能である。如何に強健な男子でも、如何に攝生を重するものでも、老齡に及んで神身共に衰弱して、遂に死亡するもので、決して百五十歳も二百歳までも生き長らへることは出來ない。元より個人の體質に依つて著しい變化はあるけれども、概して人體は四拾歳を越ると、全身の各機官が漸次

晩婚の害

衰耗するもので、老いて益々壯んだと云ふ人でも到底血氣の時代とは比ぶべくもないのである。従つて青春の時代を過ぎ去つてからの結婚にも、早婚の弊害について種々の禍害が起るものである。往昔、希臘に於て民族を強健ならしめんと目的で、國法を以て結婚期を定め、男子三十五歳、女子三十歳以上とした、處が却つて子孫が薄弱となつて各種の不便を感じて來た爲、其後男子二十七年女子二十五年に改め而してよく目的を達したのである。之れを見ても晩婚の弊害が認められるのである。

ダンカン氏の報告によると三十歳乃至四十歳で結婚した婦

晩婚者
不妊者

人の不妊者は、實に三十七、五の(百人中三十七人五分)の割合である。

我國の楠田ドクトルの報告によるも亦三十歳以上で結婚した婦人、四十歳以上で結婚した男子の生殖力即ち出産兒數は青年の内に結婚した人の出産兒數に比へると、僅かに三分之一にも足りないのである。

次にコロン氏の統計的研究の結果によれば、父が四十歳後に出來た小兒は多くは強健でない。母が四十歳を越へてから出産した小兒は十分の一は虚弱である。

此の様に晩婚者は生産力が著しく減少して、其生産した

小兒が羸弱であるばかりではない。男女共に身體生殖器等が完成してから結婚するまでの間が長い爲に、性慾を抑制する結果、ヒステリーだとか、或は腦神莖衰弱等と云ふ疾患に罹つて健康を害すとか、若しくは色々の誘惑に遇ふて、情慾を抑へることが出来ない爲に放盪淫奔に身を持ち崩し、遂には不貞な病疾に感染して、自己は勿論子孫を毒すとか云ふ様な虞れが多いのである。殊に女子は中年後の分娩、即ち其初産は一般に重いから、それだけ分娩の危険が増加する割合である。

以上述べた如く晩婚も亦早婚に次いで、直接身體並に子

孫に惡禍を及ぼすものであるから、早く結婚しては悪いと云ふて、決して中年を過ぐるまで婚姻を延ばすべきものではない。幸に我國では古來晩婚者は甚だ尠かつたのであるが、近頃西洋の思想が輸入された結果、稍もすると學業の關係や、處世上の事情の爲に止を得ず適當な時機を失する様な子女が増加して來たのである。

第四 年齢隔絶した結婚の害

年齢が著しく相違して居る男女の結婚は、其の何れか、早婚でなければ晩婚である譯だから、矢張り種々なる弊害が伴ふのである。若しも女子の年齢が男子よりも多い場合には、

『父の年齢が母よりも高いときは、其の子孫は概して健康である』と云ふ原則に反く所以で、一層此の弊害を甚しくするのである。何故なれば身體の發育及び生殖器の成熟は、男子に比して女子の方が早い故に、女子の二十歳と男子の三十歳との結婚は良く釣合がとれて居る。けれども男女が同じ年齢であるときは、身體發育の關係から云ふと既に男子の方が女子よりも齡少い道理である。之れに反して實際女子の年齢が男子よりも多い場合には、年齢の相違を男女反對に甚しくするわけである。又幸に兩者の年齢が早婚と云ふほどでも、晩婚と傲すほどでもないが、唯年が非常に違つて居る時、例

女子の年齢
男子より高
いときは一
層害多し

へば男子三十五歳女子十九歳で婚姻した様などきは、最初の内はよく精力の權衡を保持して行くも、年を経るに従つて兩者の精力に著しい差違を生じて、遂には其釣合を失ひ快樂を離反するものである。即ち男子が老ひて精力が減弱する時期に當つて女子は情慾が未だ旺んであるから、夫は妻の性慾を満足させることが出来ない。強いて妻の意を迎へやうとすれば身體の衰弱を來して健康を害する、妻はそれに反して自己の性慾を満たすことが出来ない爲に、生殖器官の弛緩症、憂鬱症等と云ふ病疾に陥るばかりでなく、往々いまわしい家庭の問題をさへ惹き起すことが尠くないのである。又以上の生

理的關係以外に於ても、著しく年齢が相違して居ると性質、嗜好、思想なども異なるから、自然親密溫和の情が兩者の間に湧かない。従つて平和の家庭を望むことが頗る困難である。此の様に觀し來れば年齢隔絶の弊害は早婚、晩婚に比して尙一層著しいものと云はなければならぬのであらう。

第五 結婚の適齡

以上述べて來た事項から推して、生理上吾人が求めんとする處の結婚年齢は、一般的には風土、民族、個人的には體質境遇等によつて一々異るので、決して一定することは出來ないのである。然し現今我國民の健康状態に據つて考察して

見ると、平均男女の春期發動機を經過すること三年、即ち男子は滿二十歳、女子は滿十八歳を以て最少限とし、男子は三十五歳、女子は三十歳を最大限として、如何な事情があつても此の範圍外では決して初婚せぬ様に努めなければならぬ、而して男女年齢の差違は五年乃至十二年の間がよいのである。是れに依つて圓滿に發育成熟した男女の生理的、結婚年齢を強いて定むれば、男子の二十七八歳と、女子の二十一歳位とが最も適當した時期であらう。若しも年齢が若くて此の範圍内に達しないときは、暫く此の時期が來るのを待つ様にし、或事情の許に此の好期を逸した人は、寧ろ終生結婚

しないで充分の決心を、色々の誘惑に打ち勝だけの強固な意志を以て、犠牲的に獨身生活を繼續する方が、却て將來種々の弊害を醸す虞がないばかりか、潔い境遇に入る事が出来るのである。

第參節 配偶者の撰擇

第一 血族結婚の害

血族結婚の弊害は配偶者そのもの、身體並に生命には著しい關係がないけれども、子孫に及ぼす影響は實に甚しいもので、早婚や晩婚などの弊害と同様に、決して等閑に付すことは出来ないのである。近來漸く世間からも之れを認めら

血族結婚

血族結婚は國法

れ我國の民法でも直系血族、即ち父、母、祖父、祖母、子、孫、の如きもの、及び三親等内、即ち伯叔父母、甥姪、兄弟等相互の結婚は禁止して居るのである、今試みに此の弊害について調査研究せられた學者の報告を擧げて見やう。

ミツゲ氏の報告によると、丁抹は古來習慣上血族結婚者が非常に多い爲に、瘋癲、白痴其他の不具者を出産するところが他の國民に比べて甚た多數で、聾啞の比例は實に九、一ブルセントの一割弱である。

ヘミス氏が米國に於て從兄弟姉妹の血婚者五百八十組を調査した結果によれば、其の間に出生した小兒二千五百七十八

血族結婚は子孫を害す

人の内、過半数は不具者若しくは羸弱者である。即ち聾啞百十七人、盲目五十三人、痴愚二百三十一人、瘋癲二十四人、瘰癧病患者四十四人、畸形五十三人、及び夭死したものが三百三十七人の多数を占めて居る。

此の他ポーデン氏は猶太人について調査し、百人中二十八人、聾啞者を発見したと云ふミキンド氏は四十七組の血族結婚者の出生兒中、聾啞者七十二人を認め、スチーダ氏は佛國民に就いて研究した結果、血族結婚の數と虚弱な生民の數とは全く正比例すると、報告して居るのである。又クランペ氏や、セブライト氏や、進化論者の泰斗である。ダーヴィン氏等が

行つに動物試験の結果も亦、吾人々類の血族結婚と同様な状況を示して居るのである。

我國に於ても先年東京盲啞學校の聾啞生徒總計二百二十六人に就いて調査した結果によれば、其の内五十人即ち二割強は血族結婚者の生んだ兒女で、之れ等の血族結婚者の種類別を挙げれば左の様である。

- 從兄弟姉妹 三十三組
- 再從兄弟姉妹 七組
- 從兄弟の娘を妻としたもの 六組
- 叔父と姪 二組

(東京盲啞學校報告)

又醫學博士金杉英五郎氏が、自營の東京耳鼻咽喉科病院で聾啞患百八十四名に就いて調査した成績も、殆んど前者と同様で、血族結婚者の間に生れたものが實に三十五名の多數を占め、其比例は約二十五パーセント、即ち四人につき一人の割合である。

以上述べた様に、血族結婚の禍害は實に恐るべきもので、ミツゲ氏は國法を以て七等親以内は制限すべしと云ひ、我金杉博士は多くの統計材料を擧げて六等親まで制限する必要が

あると論じた。實際醫學上から觀察すると今日我國で施行して居る民法の禁制は、まだ其範圍が非常に狭少であると云はなければならぬ。世人は往々重縁の間柄、若しくは近親血族の血婚が行末夫婦の幸福であるかの様に考へ、血族間の結婚を行はんとする父兄があるけれども、これ等は實に一身一家の不幸であるばかりでなく、臆て吾人々類の保健上に最も重大な禍害を來たすのである。

第二 異人種結婚の害

近來盛んに人種改良を唱導し、雜婚を推奨するものがあるけれども、是れ等は人種的の生存競争を怖れてか、さもなければ

單に外形上歐洲人の偉大な體格を見て、之れに我民族を近づかしめんとするもので、決して吾々が従ふ事が出来ない机上の空論である。何故なれば異人種の結婚に依つて種族を改善することは不可能であるばかりか、之れが爲に却つて多くの弊害を招ぐのである。獨逸の有名な産科學者ドクトルヘガール氏は「差異の甚しい人種が結婚するときは虚弱な子を生むか、若しくは不妊症を來す爲めに少くも三代にて絶ゆ」と云ひ、又ドクトル、ウエルニツヒ氏は、曾て日本婦人について實驗した結果によつて「日本婦人の分娩は概して迅速で而も容易であるが、日本婦人と羅馬人との間に出來た女子（雜

種兒）の分娩は多くは困難である。日本婦人と英國人との間に生れた女子の分娩は更に一層困難である、之れに依つて見ると日本婦人が歐洲諸國の婦人に比べて、分娩が迅速で而して容易である理由は、異人種との雑婚が尠い爲であらう」と醫學博士緒方正清氏も其著書に於て、矢張り以上の諸説を是認して、雑婚の弊害を論じて居るのである。

文運の進歩發達や、交通機關の整備と共に、將來我國民にも雑婚が益々多くなるのであらうけれども、以上の理由に依れば餘りに嬉ばしい現象ではない、殊に人種改良の如きは最も無暴な企で、絶対に吾々は賛成することは出来ない。夫れ

故に吾人が將來最も優秀な人種たらんには、什麼しても純粹の大和民族として大に體質、體格の改善を計らなければならぬのである。

第三 血統と遺傳

吾々人類は其肉體併に精神が祖先に類似する様に、子孫にも遺傳するものであるから男女兩性の胚種が接觸することに依つて生殖を營まれてゐる間は、恰も種牛若しくは種馬の選擇が必要であると同様に、將に結婚せんとする子女は、配偶者の體格、性質、思想等に細心な注意を拂はなければならぬのである。

遺傳學說

ドクトル、ヘガール氏の遺傳學說によれば

甲、胚種の性質によるもの

- 一、祖先から傳つた胚種の性質
- 二、胚種が父母の身體から受ける感動
 - イ、父母の體液及組織の性質によるもの
 - ロ、父母の身體を通つて胚種に移り行く物質によるもの

三、胚種は男女孕素の會合によつて變化するもの、

乙、受胎した卵子が受ける感動、

- 一、母の方よりするもの、

遺傳の種類

- イ、母の體液及び組織の性質によるもの、
 - ロ、母の身體を通つて受胎した卵子に移り行くもの
 - 二、父の方からするもの、
- と廣義に説明して居るが、今所謂遺傳なるもの、種類を擧げて見れば、左の様である。
- 一、體格、即ち顔貌、手足、軀幹、骨格、畸形例令唇等の遺傳、
 - 二、體質、即ち母斑、神經質、多血質、血核、梅毒等に冒され易い素因の遺傳、
 - 三、精神、即ち痴鈍、賢愚、嗜好、性格等の遺傳、

遺傳の形式

- 四、疾病、即ち癩病、微毒、精神病、神經病、色盲、近視、癌腫等の遺傳、
- 又遺傳の形式によつて區別して見れば、
- 一、直接遺傳、父母の疾病、體質等が其子に遺傳するもの。
 - 二、隔代遺傳、例令癩病の如く、先代に發病したけれども當主には發病しないで、其子若しくは其孫に至つて遺傳するもの。是れは其遺傳素質が消滅したのではなく、各代ともに遺傳せられ素質が含まれて居たけれども、單に外面に表はれなかつたのみである。
 - 三、傍系遺傳、往々癌腫、精神病等に見るところのもので、

父兄には現はれず、父方若しくは母方の叔父母、伯父母等に現はれた疾病を遺傳するもの、是れも亦前者と同様、外面に現はれなかつたと云ふのみで、素因は全張り父母にも潜在して居たのである。

其他アルコール中毒だとか、鉛中毒だとか、分裂菌だとかの様に、學理上眞の遺傳ではないけれども、父若しくは母の血液を通つて胎兒に移されるものがある。又父母共に精神病の遺傳として認むべきものが無いけれども、神経質の父母が相合した時には、更に一層甚しい神経質を子に遺傳して遂に精神病に陥るとか、溫柔な父母が結婚した場合に寧ろ無氣

力な兒が産れるとか、圓長い細顔の父母が合する時、其の美しい點よりは單に細長いところのみ遺傳して、子女は頗る長い相貌を呈するとか、強酒家の子には精神病や、痴愚が多いことは多くの實例により明かな事實である。

以上述べた様に、父母、祖父母の疾患や、特質が色々な形式に依つて其の子、其の孫に遺傳するものであるから、苟も健全な兒女を求めんと欲する人は、結婚するに當つて昔日の如く、單に門地門閥等形式的の撰擇にのみ偏しないで、配偶者相互は勿論其父母、兄弟等の身體、性質等について充分調査することが最も必要である。我國も追々社會の組織が複雑

結婚と配偶者の調査

となり、生活が著しく困難になつて來た爲封建時代の様に
 先祖代々一地に固住することが尠く、或は西に轉じ或は東に
 移ると云ふ有様で、其祖先並に傍系者の狀況は愚か、當人
 の一身すら詳しく知り難い今日であるから。父母兄弟につい
 ては充分調べる事が出来ないにしても、せめては歐米諸國
 で實行せられて居る様に、戸籍謄本に添へて信用ある醫師が
 認めた配偶者の身體検査證並に其意見書を交換することを勸
 めるのである。單に美男美女を撰んだ結果、密月の濃かな夢
 が未だ全く醒めない内に、新婦は遺傳的の疾患に冒されて、
 再び起つことが出来ない様な悲劇は吾々が往々目撃する處で
 ある。

第四 撰擇上の注意

平和な家庭を形造り、健全な兒女を得んとするには、適當
 な時期に於て優良な配偶者と結婚しなければならぬことは
 云ふ迄もない。けれども世間の多くを見るのに、配偶者の撰
 擇に際して、門閥、財産、教育、容姿等に重きを置き、體格、
 體質、遺傳系統、などを次ぎにする傾がある、是れは非常
 な誤りで、將來種々の弊害を招ぐ基であらうと思ふ、俗に「釣
 り合ぬは不縁のもと」と云ふ通り、門閥、資産、教育、容姿
 等も相當して居ない時には、夫婦の間に良からぬ事情が生ず

配偶者の撰
 擇

るものであるけれども、以上の各項に於て述べた諸點に一層注意を拂はなければ、單に夫婦の間のみならず累を子孫に及ぼす虞れがあるから、將に結婚せんとする男女は、門閥、資産、教育、容姿等の外配偶者につき左の各項を調査し良撰遺憾なからんことを計らなければならぬ。

配偶者撰擇の心得

一、年齢、相當の年齢であるかどうか、自分どの年齢があまり相違してはないか。

二、體格、體質、強健であるか、虚弱であるか、出來得れば身長、胸圍、體重等の調査。

三、疾病、小兒時及既往に病氣した事はないか、若しある

としたならば如何なる病氣であつたか、現在病氣はないか、殊に慢性疾患の有無等。

四、血族、自分とは血族關係ではないか、血族關係であつたならば絶対に避けること。

五、嗜好、酒を好むか、酒が強いか、酒癖はどうか。

六、遺傳病、父母、祖父母、叔伯父母等に遺傳を來す様な病氣、畸形などがないか。

七、家族の疾病、父母、兄弟等の家族は達者であるか、傳染病殊に結核性の疾患で斃れたるものはないか、又現在疾んで居るものはないか。

以上は單に標準として並記したもので、尙詳細に留意調査したならば大なる誤りはなからう。是れは結婚當事者は勿論のこと、又其父兄に於ても充分に検査し、決して媒介者の言「所謂中人口」にのみ據ることなく、種々なる手段、方法をとりにて此任務を盡さなければならぬのである。

大正九年六月十二日印刷
大正九年六月十五日行

定價金壹圓參拾錢

不許復製	
著者	秋山守男
發行者	東京市神田區裏神保町六番地 中村徳二郎
印刷者	東京市芝區愛宕町三丁目五番地 川城時造
印刷所	東京市芝區愛宕町三丁目五番地 愛生舎印刷所

發行所

東京市神田區裏神保町六
振替東京三三〇八一

三

徳

社

1871
D. G. O.

終